

令和3年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月8日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時45分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日、6月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

議員各位並びに町当局は、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

8番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は **1. 給水スポットで官民連携の観光振興とまちづくりについて**です。

質問席から願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 8番、榎本真弓です。

おはようございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。皆様が目の覚めるような質問に特化して頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、というか、今回は立科町の水について、もっと地域の資源に対し関心を持ち、そして感謝をする、そういった質問になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

給水スポットで官民連携の観光振興とまちづくりについてであります。

水というのは生命線を中心であり、生きる、そして暮らすために欠かせないものです。その水を選べることは当たり前ではありません。世界人口のうち、約21億人は汚れた水しか飲むことができないということです。また、45億人の人が安全に管理されたトイレを利用することができないというのが世界の現状です。国民は、毎年3月22日を世界水の日と定め、この日には水の大切さを説く集会やセミナー、イベントなどが世界的に開かれ、国連加盟国に限らず、NPOや民間企業など様々な組織や団体が開催をしています。

日本におきましては、毎年8月1日を水の日とし、この日を初日とする1週間を水の週間として設けています。さらに2014年には水循環基本法が施行され、法律で定められた水の日となりました。

日本国内では、蛇口をひねれば安心して安全な飲み水が出てくるのが当たり前になっていますが、世界に目を向けると、いかに日本が恵まれた環境で生活できているかと思えます。清潔で安心な水があるということは、その資源の重要性にも目を向けるべ

きです。地球の表面の約70%が水に覆われているにもかかわらず、人間の飲料水に適していると考えられるのは、約3%のみといえます。僅かな飲み水をいかに保全していくかは、重要項目の一つと断っていいでしょう。

立科町は、百名山の蓼科山から湧き出る湧水を100%とする水道水を保持しています。蛇口をひねればミネラルウォーターというすばらしい環境の中にあります。

また、その湧水で育ったお米、野菜、果物などがあり、あらゆるものに水が関係し、安全な水がいかに大切なものか、改めて認識すべきではないでしょうか。

質問いたします。

貴重な自然の財産である水を生かし、観光振興ができると考えます。環境省が行っているウォータープロジェクトやリフィルジャパンとともに立科町の水を生かし、官民連携の観光振興を行い、湧水100%の立科町としてのまちづくりにつなげる考えはないか、町長にお考えを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。

それでは、榎本議員の質問にお断えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、水は、私たちが生活していく上でなくてはならない資源であります。

立科町においては、昭和33年に水道事業の創設認可を受け、約60年にわたり水道水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与してまいりました。

また、農業用水では、塩沢堰、宇山堰、八丁地堰など、先人の努力により多くの農地を潤してまいりました。これらの多くは立科山麓の湧水を水源とし、代々、守り、大切に利用してきております。

町では、平成20年9月に立科町水道水源保護条例、平成24年7月に立科町地下水保全条例を施行し、湧水や地下水などの大切な水資源の保全に努めております。

現在、町が取り組むべきことは、この大切な水資源を守り後世に伝えていくことこそが大切でありますし、また、安全なおいしい水道水を引き続き提供していくことが最も重要なことであり、使命であるというふうに私は考えております。

その上に立って、女神湖、白樺湖や御泉水自然園を観光施設として塩沢堰の歴史を1つの物語として、よい水で培った農作物などを観光振興に利用してきておりますし、また、地域の事業者の方も立科町の湧水を利用して商品開発をするなど事業展開もしております。そしてまた、お米等も関係しますけれども、このすばらしい水を活用しながら、お米、お酒にも活用されているということはお案内のとおりかというふうに思います。小さなことでも町として地道に取り組んでいきたいと考えておりますので、

議員おっしゃるとおり、環境省で行っているウォータープロジェクトやリフィルジャパンの活動への参加、これも必要に応じて、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

今回、議員が質問されましたこの水の大切さ、このことは、やはり私たちに今限られた水を大切に使うていかなきゃいけない、そのことは、代々、今までもそうでありますけれども、これから永劫、末代、ずっとこれを語り継いで、しかも、それを大切に使用をしていくということが大切であろうというふうに思っております。

今回のこの観光資源に使うていくということも限られた水の中でどのように活用していくかということが、今後、課せられた部分ではあるというふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） これから建設課の課長と質問させていただきます。

立科町は水というものを本当に頂いているところですが、町そのものが観光と農業ということで観光もうたっている町であります。

過去に地下水保全条例、私が議員になってから地下水保全条例を制定されたときに、やはり土地の下に流れている水を、その当時は本当に世界的に水がいろんなところで資源化というよりも営業というか、そういった商品になった時代がありました。なので、地下からくみ上げた水を世界中に売ったりして、その町が枯渇をして、地下水が枯渇をして、大変問題になった時期もありました。

また、北海道なんかでは、やはりいろんな外国の資本産業が入ってきて、水を売るための水としてくみ上げて、知らないうちに水が奪われていたという時代がちょっとありました。そこから一斉に地下水に目を向けるときがあり、それで当時、地下水保全条例ということをして佐久市を中心にして、皆さんと横々に連携を取って条例、宣言をしたときがありました。

今回は、私はそういった危惧はこちらへちょっと置いて、やはり観光と農業という立科町のやらなければいけない、やっていき、町の活性を促すようなことでの質問にさせていただきますので、その辺をちょっと心に留めておいていただいて、全く水がないわけではありませぬので、その水をどう生かすかということにちょっと視点を置いていただきたいと思います。

公共で管理している水飲み場を給水スポットとして位置情報を発信する考えはないかという質問をさせていただきました。

プラスチックを減らす、ごみを減らす運動が定着をし、マイバック持参も習慣化してきました。

日本は、公園に安心して安全な水飲み場があるのが当たり前で、近年、大都市では、無料で気軽に供給できる給水機があり、マイボトルに入れられるよう位置情報の発信

を行っています。観光客の多い地域では無料の水飲み場を設置しているし、給水場所が歴史的なものから給水機がデザイン性の高いものまであります。給水スポットの情報発信は、町内外からの人の流れをつくるのではないかと思います。平常時の給水と併せて災害時にも効果があるのではないかと思います。

そこで、公共が管理している水飲み場を給水スポットとして位置情報を発信する考えはないか、担当課にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

町で管理していて一般の方が誰でも水を飲んだり、マイボトルにくんだりできる水道は、現在のところ、6施設で9か所ございます。

こちらの水道なんですけど、そもそもが公園等の利用者が水を飲んだりできるように整備したものと施設管理用の水道になります。湧水の水道も有限であり、水道料金の負担もありますので、実際にマイボトル程度の利用で済むのか、どんな方法で情報発信すれば有効で誤解を招かないかなどを含めまして、まずは情報収集を行いたいと考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） ここでちょっと、もっと再度、課長にお伺いいたします。

先ほどのように私が企業の水の使い方のような、大量な水の給水みたいなことをやることではないということを最初に申し上げたとおりで、人間がマイボトルに入れる水の量というのはせいぜい500ぐらいだと思うんですが、いろんな観光振興の中でおいしい水を求めて県外からお見えになってそれを持って帰るといって、タンクで入れるぐらいの、そういうところもされているところもそれはあります。

ただ、私どものところはそういう給水施設はあまりありませんので、今ある既存施設のところで考えれば、せいぜいマイボトルに入れるぐらいの形ではないかと思えます。教えていただいたり、私も立科町の中を全体を見たときに、ちょうどこの中山道からね、行くところに水が左に、給水場があります。そこにはきちんと立科の水であり、湧水100%の水道水としたというのがちゃんと立て看板に書いてあります。多分、ここは中山道を通られる観光の方たちが、ただちょっとこちらに入っていますので、そこに目が行くかどうかはちょっと残念ながらもったいないんですけど、そこで水をくんで、また歩いて観光名所を巡られて、観光というか、ご自分のウオーキングのエネルギーにされるんだと思うんですが、こことか、あとクロスカントリーのところにも給水の、入り口のところに給水設備があります。

やはり、ポイントを絞って観光客のために給水をしてでもできますよという、マイボトルに入れてありますよというところに特化して、絞って紹介をするという、全てのどこをやれと言っても、それは私は、正直、給水といたら、小学校だってどこだって

できますし、また役場の入り口のところにもありますけれども、そこでちょっと水を頂くことは当然できますが、表に出して見える化するなら、そこと山の観光しとるところではないかと思えます。

それで、こちらの中山道のところはきちんとその水の出どころ、要するに、観光のために記念に残るようなおいしい水だということをやちゃんと看板にうたっていますので、当然、山のクロスカントリーのところもただ単純に水がということではなくて、そこにもっとアピールできるようなコメントをつけてこの水と、正直、ここと比べて飲み比べる方がいるかもしれない。そうすると、こっちの水とあっちの水で標高の高さの違いもありますし、どのぐらい違うのかということも、マニアであったら、当然、動いて水を飲み比べることもあるかもしれないので、そういったことをうたって、やはり観光振興につなげていくというのがいいのではないかと考えるんですけど。建設課長、もう一度、ちょっとお願いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

確かに、場所を区切ってマイボトル程度の給水であれば、水の量では問題はないかと思われます。

すいません、今回ご質問を頂きまして、まだまだちょっと検討が足りない部分がございますので、情報収集という形でお答えをさせていただいております。どうしてもマイボトル程度ということでご紹介はするんですけども、確かにそういう利用がされるかどうかというちょっと不安もこちらではございまして、どんなふうに周知して利用していくかというのを、再度、ちょっと検討させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 課長としての当然の答弁だと思います。ただし、守りというのはあまり強くしないほうが、観光の場合はやはり飲んでいただいて、また、味わっていただくというほうが立科町としてのよさが見えてくるのではないかと思います。

次に、続いて、また同じ担当になりますので、課長にお伺いいたします。

日本のペットボトルのリサイクル率、これは84.5%とされております。残りの15%は、15%強はリサイクルされておらず、その本数は約38億本といわれ、国民1人30本に当たるということでもあります。気軽に私どもは、ペットボトルの飲料水を買いますが、その中でも特に水というのはカロリーがないということで、結構、都会の皆さんたちは通常の飲料水よりも水を買うという習慣が、習慣化されているように受け止めています。

そのペットボトルですが、処理をするのにリサイクルされない分は海外へ輸出をされており、処理をしてもらっております。

近年、そのペットボトル、プラスチック、ペットボトルに限らずプラスチックですが、それがマイクロプラスチックになって海を汚染しているということは、もう皆さんご存知のとおりであります。ただし、その1本の水を買うのに、1人30本、年間30本を、買わないというか、いきなりこれはできないかもしれないけれども、先ほど申し上げたように減らすという意識を高めるためにはマイボトルというものを習慣化して給水場から水を取るという、これがどこに行ってもできるという。もうとにかく東京はすごい。東京に限らず観光施設はみんなすごいです。やはりなくなったら、空になったら買わないで次のペットボトルの給水場に動くという。それは偶然に動けるぐらいの環境に幾つもの給水場があるので、大変恵まれた環境でもあるかと思えます。ただし、お水は東京はおいしいとは言っても、やはり立科のお水のほうが数段上です。ですので、場所は2か所とかありますけれども、そういったところにお客様を誘客する。そしてこのマイボトルの運動を推進するという、この考えに対してはどのように思われますか。答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

ご質問のマイボトルの推進運動でございますが、マイボトルにつきましては、近年、ホームセンターで販売、何種類も販売されたりとか、マイボトル用のティーバッグが市販されるなど、多くの方が所有しているのではないかと考えております。もちろん、役場職員でも利用されている方がいます。そうですね、います。それでマイボトルというのは数多くが出ていると思えます。

町といたしまして、マイボトル運動について、10月、3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進月間に合わせて、マイボトル利用について呼びかけていきたいと思えます。

先ほどご質問の中にもありましたけれども、ペットボトルをはじめとして日常生活におけるプラスチックの依存度は、その利便性から非常に高い今、状態になっているかと思えます。多くの製品にプラスチックが利用されていることから、不法投棄や自然流出によりマイクロプラスチックや海洋プラスチックごみなどの環境への影響が懸念されており、国では、マイボトル・マイカップキャンペーンをプラスチック・スマートキャンペーンに統合するなど、プラスチックごみを減らす総合的な取組を始めております。

県も同様に、信州プラスチックスマート運動に取り組んでおります。町といたしましても、国、県の動向を注視し、国、県と一緒に推進していきたいと考えております。以上であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） みんなが意識をするとね、変わります。本当にレジ袋削減の関係も最初はちょっとマイバックをいつも忘れてたりして、買うときに、ああ、大変と思ってまた

車に取りに行ったりとかして、なかなか慣れていませんでしたけれども、今はとても習慣化してきたと思います。そういった意味でも、自分たちが意識を持って、最初はバタバタするけど、それが自然に体に身についたら、マイボトルにしてもマイバックにしても、もう進んでいらっしゃる方はマイ箸とか、またその先も動いていらっしゃる方もいます。ですが、今回はマイボトルにちょっと着目して行うところですけども、ぜひとも町もマイボトルを推進するようにしてやっていくのをお勧めします。

次の質問を合わせてさせていただきます。

次は、官民連携で飲食店など給水スポットの協力店になってもらう呼びかけはいかにかということでもあります。

公共トイレとともに水飲み場も管理するものであります。ですので、商工会や観光協会とともに、例えば、町内水飲み場巡り。町内の場合は、公共が管理しているのはそこと山だけになりますけれども、それ以外の施設の、営業施設の皆様に水の提供を気軽にできるように協力していただくということでもあります。それぞれの給水スポットにはそれなりの給水ができる、マイボトルにお入れしますみたいな何かしら表示を行わなければいけません、そういったことを行うことによって民間の誘客の協力も得られ、誘客にもつながるし、当然そこを巡ることによって味が、里と山村に極端に貼られないと変わらないかもしれないですが、誘客をするためのツールになるんじゃないかなと思います。

この給水スポットのアプリなんですが、もう日本でも開発をされていて、リフィルジャパンと質問で最初に申し上げたものは世界的なものですが、ほかにももうマイ水とか、またいろんなアプリが出ております。当然、皆さん、スマホにそのアプリをダウンロードして、自分が次どこで給水ができるかと、気軽にそれを見ることができるとそこでアプリで次の場所を表示してくれる。そういったところだと、民間の事業者の皆様たちも当然登録をされていなければいけません、水道水を気軽に提供することができるわけ。ですので、ぜひとも官民連携で協力店になってもらう、そういった呼びかけをやはり行政のほうから進めていただくことはできないでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現時点について、現時点では、呼びかけについて全く今のところ未定でございます。今後、既に事業を行っているところ、先ほどのリフィルジャパンだったり、アプリだったりというものの状況などの情報収集に努めます。営業中の対応や水道料金等費用の関係もあり、今のところ町が主導して行うことは難しいと考えられます。役場のほうで収集した情報につきましては、必要に応じて提供していきたいとは考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8 番（榎本真弓君） なかなかね、有収、要するに、お金のかかる水ということになりますので、協力店になっていただくところも、当然、水道水となればご自宅のほうで提供しなきゃいけないので、やはり協力をするというには対価がそこにどうしても出ちゃうかな。慎重、慎重というよりも十分検討をね、していただくようになるかと思えます。ただし、水がおいしいということは皆さんもう十分ご承知の世界ですので、本当に何気に提供、お茶を頂くよりも水道水を逆に飲むという。

私はね、この水道水が何でこんなにすごいのかと思ったのは、子供たちが東京に、今は行けていませんが、学習旅行とかで行きますね。小学校ではもう蛇口から飲んでいるんです、お水を。その習慣の中で東京に行ったとき、当時、30年、うちの子供たちの世界ですから、東京に行って思わず水を飲んだ。もうそのときにもうはっきりと子供の味覚ですのですごく鋭くて、ここで飲んでいて、気軽に飲んでいて水がなぜこんなに違うのかということ、それをもう帰ってきたときにもうすぐ言いました。やはり、当時はまだまだ都内はね、あまりおいしい状態ではなかった。今はすごくおいしくなっていますけれども、やはりなかったときに立科の水はうまいなど、もうこれが開口一番の答えでした。

ですので、子供たちはその中に自然に育っていますのでね、飲料、飲食店なんかに協力を求めるというのは、これはまた観光振興としてやはり打ち合わせをしていたきたいと思えます。今コロナの安心なお店も、私どもも検査を受けておりますが、やはりまだまだ新しい社会の構成が続きますので、そういったところでどうやったら誘客ができるかということは皆さん必死で考えておりますので、その一つにこれがなれば幸いだと思えます。

次に、4 番目です。環境省ウォータープロジェクトやリフィルジャパンに参画する考えはということと、水をSDGsの目標に表す考えはないかということとであります。

水道水は、観光、防災、SDGsに大きく関係してきます。まちづくりを行う考えはないでしょうか。

給水スポット情報発信はSDGsの実践にもなり、防災時には大きな役目を果たすこととなります。SDGsの目標で17項目ありますが、私が調べた中では、多分、これだけのことに関係してくるのではないかと思います。3、6、11、12、13、14、15、17です。大変幅広く、水というだけのものでもこれだけの将来守らなきゃいけない、そして将来に向けてきちんと守り受け継いでいかなければいけないということに関係をしてきます。

担当課としては、今回、私のほうでSDGsのことを持ち出したのは、立科町しあわせ、第5次振興計画。今回、広域連合でもこういった計画の中にSDGsをうたって、自分たちは目標をどこに定めるかということとをされています。ぜひこの第5次振興計画を次につくるときには、もうSDGsはちょっと過ぎちゃうかもしれないけれども、大きな目標をここに定めるというのはとても目に見えて分かりやすい、そうい

ったことになってきますので、この先ほど言ったものの検討はどのように考えているか。これも建設課になりますかね、いいですかね、はい、お願いします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをさせていただきます。

このSDGsについては、現在の振興計画には反映されていないわけなんです、例えば、今年度佐久地域の11市町村と東御市で、名称はまだ仮称になりますが、佐久地域流域水循環計画の策定を今、行っておるところでございます。

その計画の中にもSDGsの視点を盛り込むことになりました。町といたしましても、今後策定される計画については必要に応じてSDGsの視点を盛り込んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 時はあっという間に過ぎますけどね、ですので、もう目標はかなり前に出ていますので、もう2030年が1つの山です。そこにどうやって、2030年といたらもうあと9年、あっという間ですよ。ですので、その目標に向けて今何をしているかということをやはり意識してやっていかないと、何にもしないで時だけ過ぎてしまえば、ただ目標に掲げただけということであたのお飾りになってしまいますので、やはり現実、着実に足元を固めながらその目標に向かうという努力をしていただきたいと思えます。

最後の質問をいたします。

水の域産域消、地産地消ではなく、域産域消であります。これの推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言というのをされているところがあります。自分たちの水がどんなに大事なことかということとか、あとはその飲料水の使用の削減。飲料というよりも使用する水も限りがあるものになってくれば大変なことになりますので、使用削減に向けた自治体宣言というのがあります。立科町も幾つか宣言はしておりますが、この中に、こういった水の域産域消推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言というのを行うのはいかがでしょうか。これも建設ですか、どっち、町長。じゃあ、町長、お願いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、お答えする前に、今回、議員がこの水の問題を取り上げていただいたことは大変ありがたいと思っております。というのは、やはり立科町の水というものに対して町民の皆さんがどれだけやはり思いを持っているのか、こういった機会を捉えて多くの町民の皆様を知っていただくいい機会だと思います。

ただいま水の域産域消のお話がございました。当然これは、地産地消とは違うとはいいはいますが、方向性としては同じようなものというふうに思っておりますが、

この水の域産域消推進と容器入りの飲料の使用削減に向けた自治体宣言というのが2010年の平成22年に、11月に飯田市をはじめとする全国16自治体が持続可能な社会づくりに向けた積極的な取組の一環として、健全な水循環や水源保全及びCO₂、ごみ、社会的なコスト削減の観点から、遠くから運ばれた容器入り飲料ではなく地域の水道水の価値を見直し、利用を促進していくということを目的に宣言がされたものであるというふうに認識しております。

町といたしましても既に水資源の保全に努め、この大切な水資源を守り、後世に伝えていく、大切なおいしい水道水を引き続き供給していくこと、これは3R、いわゆるリリース、リユース、リサイクルに取り組んでおりますので、改めてこの宣言をするという考えが今、私は持っておりませんが、しかし、立科町は湧水100%のおいしい水道水であること、またそして湧水は有限であり、大切に利用していただきたいことを先ほど申し上げましたが、町民の皆様にも改めて知っていただく、そしてまた町内を訪れる方々にも知っていただくこと、そしてごみつきの減量や観光地振興等町の施策の中で情報提供やPRができればというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） ありがとうございます。先ほどのね、観光、ごめんなさい、建設課長がね、水循環の今、何というんですか、プロジェクトみたいなのが立ち上がってやっているわけですね。そういったところで、この地下水保全の宣言はされましたので、やはり資源の大事さというのをうたうので、そういったところの会議の中で発言をされるのも、またそして皆さんと協働で宣言をされるという方向に向けるのが大事なことじゃないかなと思います。

正直、立科町がその呼びかけの中心になるのが私の望みではありますが、なかなかそこが、そういったプロジェクトがもう既に立ち上がっているのであれば、そのときに水の域産域消、そして飲料の、容器入り飲料というふうにここには宣言をされたところがあるんですけど、その容器入り飲料というものを全部雑駁やると、正直、経済のほうにも影響をします。その辺りは言葉を選んでマイボトル推進とか何かいろんな自分たちの特徴のあるような自治体宣言、そういったところを呼びかけて一緒にやらないか、その口火を切るのはどこがやるかということですので、心に留めておいていただきたいと思います。

域産域消のこの宣言は、環境省の水道キャンペーンという中の一環で、ただし、これちょっと日にちが古くて2011年、10年たっちはいるんですけども、やはりその地域の皆さんたちが手を組んでキャンペーンを、キャンペーンではない、宣言をされた。私の在籍中の地下水保全条例もそのときの環境で手を組んで宣言をされた。ですので、広域なんかではこれはとても有効なものだとは思いますが、こちらの答申のほうで、また、佐久地域から皆さん水を保全しているところですので、そういった手を

組んでやるというのは、大事なことではないかと思えます。

これがまたね、宣言が実現するように私も尽力したいと思いますけれども、やはり表にね、何をやるかということをはっきりと見せるということはすごく大事なことです。それが町民に向けて、何というんですか、立科はこんなにいい町なんだちゅうことを宣言をすることで見えてくる。

資料提供で先にお出ししていますが、望月にある、佐久の望月支所の庁舎の入り口に、上から何項もいっぱい宣言がある写真を私は事前に提供させています。その宣言は、もう佐久市さんはもうたくさん宣言をされています。ただ、それがどういうふうになっているかというのは佐久市さんでまた考えていくものなんですけれども、立科町は宣言をあまりしていない、それを見せて町民にも意識を持ってもらって、共にやってみようというのが域産域消。ですので、地域を、全体をまちづくりで持っていかなければ、何でも宣言をしたから宣言が独り歩きしては何も意味はありませんので、やはり町民を巻き込むということが大事なことだと思います。

その辺りはね、町長も分かっているし、実はね、町長は町長になれる前には蓼科高校でずっと講師を務められて、六川長三郎さんの堰の説明を県外の生徒さんにもしてくれたり、いろいろ水というものに対しては私どもよりももっと数段プロフェッショナルだし、大切さもよく分かっている。ですが、そこに観光というものを私のほうで提言すると、ただ守るんじゃなくて、観光は表に見せなくちゃいけない。ある物を使って表に見せて、外の人にそれを分かってもらうようにしないと駄目なんです。でなければ誘客にはならない。なので、自分たちが住んで食べて飲んでおいしいだけでは駄目なんです。そこら辺りはもう、ぜひ頭を柔らかくしていただいて、もうたくさん取られちゃうから困るとかそういうことではなくて、飲んでいただいて分かってもらうということをぜひとも積極的にやってもらいたいと思います。

町長、これね、いつも思うんですけど、議場では絶対に答えは出ないんです。ですが、多分、お気持ちはかなり動いていると思いますので、最後にもう一度、お答えを頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、最後の答弁ということのようでございます。

今お話にあったとおり、確かに大切な水を町民の皆様に等しく飲んでいただいて、そのことが町民の皆さんの幸せにつながるということは大切なことでもあります。反面、今おっしゃっていただいたように、やはり立科町の農業の要であるし、やはり、観光も立科町の要であります。その観光に対してこの水がどのように有効に活用されるかという観点の中では、確かに、表に出なければそれは分かってもらえないということはよく分かっております。ですが、その部分のところを次のしばらく、ちょっとこの水のやはり私たちが使ってきている水の大切さ、このものを今後どのように、今ある水の中でどのようにそれを活用するかという部分に、その活用の部分をどのよ

うにアピールしていけるかということにかかってくるかなというふうに思っております。これは、ある意味、前向きに、このことを私自身もしっかりと考えていきたい、そういうふうに思っています。（（ありがとうございます）の声あり）

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） まとめに入りますが、第5次振興計画の中に、第4章に、豊かな自然とともに暮らす安全安心なまちづくりというのがあります、その中の一番目に、おいしい水の安定供給というのがあります。ページは74ページですが、これを見ますと、給水人口は年々減っているんです。有収水量というのは横ばいというか。ただし、これが、平成21年のときの比べたときと平成30年度で比べて割ったときには、答弁は求めませんが、やはり使用料が増えている。人口は減っているのに、水の使用されている量は変わっていないということは、1人当たりの水の量が増えているわけですね。分かります。この表がそのままを表しておりますので、人口がどんどん減っていく。ただし、水、有収水量というお金になっている水道水の使われている量は減っていないということは、人口が減った分、1人当たりの水の使われ方が増えているということ。ですので、こういったところも、せっかくこういった表にしてくれているならば、やはり町民に気づきを与えていただいて、その無駄な水を使わないように、やはり、これは地元の責任だと思います。観光客ではなく地元が自分たちの資源をいかに守っていくかということになりますので、自分たちがやはり水をばーとまくのも東京なんかでは雨水をためてまくぐらいの世界ですので、立科はそれを本当においしい水をまけるぐらいの環境ですので、そこのところはみんなが意識を持って、歯磨きするときも水を出しっぱなしで歯磨きしないで水はいちいち止めるとかそういうのはよくやりましたよね、断水になるときなんかは。だから、そういった気づきをやはりどこかで発信をしていかないといけないんじゃないかと思います。

せっかくこうやって計画をつくってあるのであれば、たまにはちゃんと見直しして、自分たちがどういうところに立っているかということ、もうこれ5年つったら、第5次だから2024年、あともう約、今年21年ですので3年です。どの辺りに自分たちが立っているかということも確認をしながら、前に進んでいかなければいけないと思います。

まとめます。今回、水の質問を行ったきっかけは、担当職員が自分の担当する仕事に誇りを持って私に語ってくれたことがきっかけとなりました。さらに、水質検査を行った結果、これは自分の家なんですけれども、数字で見ることで立科の水道水がいかに純度の高い天然水であるとその担当職員が私にコメントをくれたことであります。私は、この職員のその水に対する思いが、担当になったからそういうことで気づくことになった。プロになったわけですね。それを私に話してくれたことで、水がいかに大事かということからいろんなことで枝葉をつけて今日の質問に至りました。多くの人に知ってもらったらどんなにすばらしい町なのかと考えたからであります。立科

町は貴重な水資源に恵まれた素晴らしい環境の町です。そしてマイボトルを推奨することは、使い捨て、プラスチックの削減、ごみ減量にもなります。

ですので、会議のときにペットボトルをご用意いただくときがありますが、もうよろしいんじゃないかと思えます。自分たちで持参をしたマイボトルの水を飲みながら会議に参加するという時代になってよろしいんじゃないでしょうか。

3月22日は世界水の日、これをブルー・フォー・ウォーターというそうですが、世界水の日に関係、連想させる青色のアイテムを身につけることによって多くの人に世界の水の問題への関心をもち、持ってもらいキャンペーンを行っているようです。「世界を青く染めよう」、これをスローガンに様々な人種が青色のアイテムを身につけ、ある者はSNSで写真を拡散したり、ある者は口頭で伝えたりと自身の表現でキャンペーンに参加をしているようです。

日本は、日本水の日が8月1日です。水の大切さを気づくために、今年の8月1日から水色のブルーのアイテムを身につけたり持ったりして、水の大切さに関心を高め合うことを行ってはいかがでしょうか。行政の皆さんたちもブルーの薄くきれいなワイシャツを着るとか、私は今日、ほとんどブルーのアイテムにしていますけれども、いろいろブルーは、ハンカチひとつでもあります。そういったことで、今日は何の日ということ、キャンペーンですので1週間ぐらい続けるわけですが、そこはどのようなふうな仕組みにするか考えればいいのかと思えますが、町中でそういったことになれば、今SNSの拡散は大変早いし、また立科がそういうことをしているというのをもうすぐにみんな発信したがると思いますので、ぜひとも、8月1日を水の日として取り組んでいただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、8番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からです。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、5番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 立科町の景観についてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王、通告に従い質問をいたします。

1. 立科町の景観について。

現在、町内に次々と太陽光発電のソーラーパネルが作られている。ソーラーパネルの必要性和立科町の景観について、町長の考えを問うといたしまして、(1)も関連でございますので、ソーラーパネルと当町の景観についても併せてお答えいただきたいと思ひます。

先ほど同僚議員からも発言がありましたところですが、当町は観光と農業の町ということで、そういうことを大切にしているわけではありますが、太陽光発電のソーラーパネルに関しましては、観光にも、農業にも、関連の薄いものと考えられると思ひます。高原の自然環境の景観とソーラーパネルというのは結びつきませんし、里で作られているソーラーパネルは農地を使っているところが多いように見受けられます。農業の町と農業振興にソーラーパネルは相反するものなのではないかと考えられます。

また、町長も気にかけておられるとは思ひますが、里の観光の活性化という点でもソーラーパネルの設置と景観は考えなければならないと思ひます。当町におけるソーラーパネルの必要性和立科町の景観について、町長の考えを伺ひます。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願ひます。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、町におけるソーラーパネルの必要性について、お答えします。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、化石燃料のほとんどを海外に依存している我が国にとっても大切な国産エネルギー源と考えるとともに、持続可能な脱炭素社会づくりに向けては脱炭素型のライフスタイル、いわゆる省エネへの着実に転換してもらうことも重要ですが、反面、自然環境を最大限に生かし、再生可能エネルギーを導入していくことも重要と考えております。

また、国としても令和2年10月26日の菅内閣総理大臣所信表明演説の中でも、再生可能エネルギーを最大限導入するとして取り組んでおりますし、私もご案内のとおり、令和2年6月3日の立科町非常事態宣言の中で、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの自給率向上を目指しますとも伝えるところであります。

このように、太陽光発電は脱炭素社会を目指す中で活用できる再生可能エネルギーの基礎と捉えており、町も地域における地球温暖化防止等を推進するため、太陽光発電設備を住宅の屋根に設置する方についても補助をしている状況もでございます。

次に、町の景観について、私の考えを申し上げます。

立科町の景観は、地域の気候や風土と歴史・文化が調和して形成された蓼科山のふもとに広がる美しい農村風景や町並みと、蓼科山から湧き出した水により育まれた美しい自然にあると思ひます。住民意識調査の結果からも、5年後にも残したい立科町のよいところの設問に、立科町のよいところとして、自然景観という回答もありま

すし、住民の方もそういう意識を持っておられるということ、方もいるというふう
に考えております。

ご質問の太陽光発電施設や住宅工場など、今、いろいろな土地利用を景観の調和、
そして土地利用者、住民それぞれのご意見など、大変難しい問題と捉えております。
いわゆる、今回、議員が質問されておりますように、立科町の農業と観光という、こ
の2枚看板の中に、この太陽光発電、いわゆる再生可能エネルギーの中の太陽光発電
というものがどういうことか、特にソーラーパネルという問題を捉えておられるよう
でありますけれども、この辺についてはこの後、担当課長のほうから答弁をさせます
が、いずれにしても非常にいい面、これが相まって本当に町として、それが地域
の自然に、景観にそぐっていくのかという部分のところでは、やはりこれ、いろん
なご意見があろうかと思えます。それにつきましても課長のほうから答弁させますので
お聞きをいただきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それではお答えをさせていただきます。

町長の答弁にもございましたが、国も推進している再生可能エネルギーである太陽
光発電ですが、固定価格買い取り制度の開始以降、急速に導入が進み、町内でも太陽
光発電設備のほう、設置されるようになりました。

設置については、立科町開発基本条例及び開発基本条例施行規則に基づき、開発事
業計画届け書の提出を求め、適正な開発が行われるよう、町の事業者間で開発基本協
定を締結しておりました。

しかし、立科町開発基本条例に該当しない小規模な太陽光発電設備の設置が増加し、
町民の住環境や自然環境、景観保護、災害防止対策等について適正な措置を行わない
事業者もあり、地域住民等と事業間とトラブルとなったため、町でも開発工事が適切
に行われるような指導指針が必要と考え、立科町太陽光発電設備の設置に関する指導
要綱、立科町太陽光発電設備の設置に関する技術的取扱い要領を制定し、令和元年
7月1日より運用しております。

また、町の景観の整備保全には、立科町開発基本条例や、自然公園法や、長野県景
観条例等法律の運用、不法投棄への対応、水辺教室の開催等による意識向上、里山整
備、農業振興など多くの取り組みを行っておりますが、景観は地域の自然、歴史、文
化等々、人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであると考えると、
適正な制限のもとにこれらが調和することで整備・保全を図っていかなければならな
いと考えますが、人々の生活や経済活動等に支障を来すような過度の制限はかけるべ
きではないとも考えます。

景観の整備・保全は、行政だけでできるものではございません。町民の皆様、土地
や建物等の所有者など、多くの方の景観を守るといふ思いとご理解・ご協力がなけれ
ば進めることができないと認識しております。

なお、景観の整備・保全にはいろいろな規制や取り組みが関係してくると思います。議員の質問の中に有る、太陽光発電のソーラーパネルについて考えるのであれば、国は適切な事業実施（等）を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を改正し、事業計画策定ガイドライン、太陽光発電の環境配慮ガイドライン、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインも策定しております。

長野県でも、太陽光発電事業が環境や防災に十分配慮し、地域と調和した事業となるよう、長野県環境影響評価条例、長野県景観規則、長野県林地開発事務取扱要領等、流域開発に伴う防災調整地等技術基準等を改正しております。

また、市町村においても太陽光発電設備の設置に係る条例や要綱等の制定が増えてきております。

このような状況の中、町といたしましても令和元年7月より立科町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱と、立科町太陽光発電設備の設置に関する技術的取扱い要領を制定し、運用してきておりますが、国、県及び周辺市町村の動向等を注視するとともに、現在の制度で利用できることは利用できればと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） それでは私のほうから、農業の町と農業振興にはソーラーパネルは相反するものではないかというお尋ねについてお答えをしたいと思います。

ソーラーパネルの下部で営農を行う営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングを除きますと、ご指摘のとおり野立ての太陽光発電の場合、農業振興には直接には結びつかないと私も思っております。農地転用という手続を経てまでも農地への太陽光発電設備の設置が進んでしまいますのは、高齢化の進行等により農地の耕作ができなくなり維持管理も困難になる中、あまり手間をかけずに収益を上げる手段の一つであるからだとも思っております。

農地法の観点から、いわゆる優良農地とされる第1種農地では太陽光発電を目的とした農地転用はできませんが、第2種、第3種農地におきます太陽光発電事業は通常の農地転用の許可申請が必要であります。農地転用の許可権者は長野県知事ですが、農地転用の許可基準を満たしていれば町の農業委員会では許可相当として対応していくこととなります。

以上であります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 自分でした質問ながら、答えが多岐にわたりすぎて何からしゃべっていかちょっと分かんないんですけど、今、一番近いところで、産業振興課長から今、お答えいただいたところで、あれなんですよね、分かるんですよ。だんだん高齢化も進んでうちの町も過疎も若干進んでおりますので、後継者がいない田畑、そりゃあも

う草は刈らなくていいし、草むしり行かなくていいし、もう収穫もしに行かなくていいんだから、それでいてお金入って来ちゃいますからね。そりゃあもうね、楽でやめられないと思いますよ。もう使わなくなった土地がお金を生むなんて、もう最高です。それをやることに対して私もそんなのするなどは言えないです。むしろ僕もそういう土地があったらそういうふうにしちゃいたいです。間違いないです。

ただ、これが難しいとこなんですけども、大体何だか知らないけど、私たち大体何か間違えるんですよ。例えばここに木を植えたらよかんべと思って植えたら、物すごい伸びすぎて電線に引っかかって切らなきゃいけない、誰だ、こんなとこに植えたのはってことも起きますし、そうですね、芦田の商店街、昔は古い町並みの雰囲気非常に盛んでしたけど、高度経済成長に伴い皆様、近代化された建物をお建てになられて、それが悪いことではなく、それはああ、よかったねって話なんですけれども、今、ここに来て、団塊の世代の皆様が定年退職になされて、中山道を全部歩き切るなんていう企画が多々起こって、あれ、すごいいるんですけども、そういう人たちが出るようになってくると、町並み、昔のままのほうがよかったんじゃないかしらと。飛騨高山なんかも古い町並みがあって、世界中から人、来てますけども、あれ、すごい都市化された高山の町の中のわずか区画1個ぐらいなんですよね。通り1本だけ物すごい古い町並みになってるだけで、でも、それでも人が来るんです。だから、うちの町の商店街もきっとそうだったら物すごい人、来てたんじゃないかなっていう想像はできるわけですね。だから、時間が経たないと分からないことって多いわけですよ。

このソーラーに関しましては、好き嫌いの問題もあるんですけども、昔の、大体ここにいる皆さん、昭和生まれの方だと思うんですけど、昭和の人間からしますと、太陽の光が電気を生むというのはもう21世紀のテクノロジーだったわけですね。こんないいもの、世の中にあるのかって言って、昔は電卓から始まり、ちょっとずつ太陽光で使えるものが出てきて、これがもうすばらしいと。電池要らないじゃんなんていってると、今のやつはソーラーと電池が併用で入ってますから、実はソーラーってそんな強くねえのかなってというのが若干分かってきてるところですけども、そういうふうな世代から考えると、いろんなどこにソーラーを置いて電気を生むっていうのは、何てすばらしいことなんだろうっていうふうに思うのもあるんですが、私たちぐらいの世代になると、今度、地球上の環境問題なんてものをよく子供のころから耳にするようになりますので、森林を削ったりなんかすることに非常に違和感を覚えることを教えられる世代が今度、生まれてくるんですね。今、行われているメガソーラーの開発なんていうのは、私たちの世代からすると、なんでそんなきれいな自然なところを壊して電気作る必要あるのっていうふうに思うふうになってくるわけです。

もしかして、この下の世代になると、ソーラーが置いてあるのは普通になってくるので、ソーラー発電やってほうがいいっていうふうに思うのが普通の世代になるかもしれないんですが、今、気にしてる景観の面においては大体さっきも言ったとおり、時間

が経つともしかしたら間違っただかとも思うこと、多々あるわけですね。きれいな自然環境の山肌を削ってでかいソーラーを作って、今はそれでいいかもしれないけれども、必ず私たちが生き物なので、自然環境が普通のところのほうがいいと思うわけですよ。なので、そういうことに向けて、うちの町っていうのは一体どういうふうにソーラーというものを考えるのかということ、私、今回、聞きたくて。

私の考えで、私見で言うと、もうちょっと極論になっちゃうんでよくないので、私の考えよりは町として、このソーラーというものをどのように付き合っていくのかということが今回の発言の趣旨になってくるわけなんですけど、先ほどの、私も難しいっていうのは分かってて言って、町長も難しいっておっしゃってましたけど、個人の土地だからできない、言えない。分かります。法律があるからできる、できないとかいろいろあるんですけども、うちの町の方針としてはこうであってほしい、こうしたいというのがやっぱりないといけないと思うんですよ。その辺のお考えっていうのを町長に伺いたいと思います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員のおっしゃることもごもっともな部分もありますし、今、非常に難しいという話もありました。事実、これ、本当に答えがあるのかなという部分もあります。

ただ、やはり一時期、この大規模なソーラーパネル事業的な部分が始まる前ですね、その時点っていうのは各ご家庭の中で、我が家もそうですけども、各ご家庭の中で住宅を建てるようなときにソーラーパネルを屋根に設置をする。そのことが当時とすれば、私自身もそうでしたけども、当時とすれば、やはり自分の所でも電力として活用しながら売電にもつなげていくということではありますが、そのことがいわゆる再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用という部分で、ある意味、これは私はよしとしていたわけでありまして。

ただ、近年、やはりどうしても大規模な事業者のそういった規模の大きなのが農地とか山林、こういったところに設置をされるということになりますと、特にその下に住宅や水路、農地等がありますと、災害にもつながる危険もあるわけですね。同時に景観にも配慮されてるかという部分でも疑問な点があります。

そういった中で、やはりこれは、私は行政の方針という、今、お話ありましたけど、そのこともですが、一番は、やはり地域に住む人たち、こういった人たちの考え方っていうか、その気運ですね、そういったものも大切にしなければいけないだろうというふうに思っています。だから、これは開発審議会等の関係も経ていきますので、議員もご案内のとおりだと思いますけども、いずれにしても、このことは町の方針としては2つあると思うんですよ。1つはやはり自然景観に配慮したできる限り再生可能エネルギーの導入を図っていくということが1つでありますけども、無法に大規模にソーラーパネルを設置して景観を損ねていくということにおいては、これはやはりある意

味ではそういった条例等もありますけれども、に照らした上で、ある部分では規制をしていかなきゃいけないとも思っています。

ただ、最終的に全ていけないのか、いいのかという判断になったときに、そのことが町の条例の中で決めていくっていうことになってきますと、縛りが出てきますので、そのところが問題かなというふうに思っていますので、私としてはこの立科町の持つすばらしい景観、この景観を損ねないということがまず第一条件でありますし、と同時にそういった審議会等の答申の中でご協議いただく、ご検討いただく中で、そういったことも基本的な考えていただいて答申をしていただくということが大事だなというふうに思っておりますので、答えになったかどうか分かりませんが、いずれにしても、これ町として景観を損ねない範囲の中で、できれば自然環境、再生可能エネルギーの導入というものにある部分では必要性もあるというふうにも考えておりますので、もう1つはやはり各地域で問題が起こるようなことがあっては困ります。このことは当然、事業者も事前に地域とのコンセンサスを取っていただくということが大事だというふうに思っています。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） やはりそういうふうな答弁になっちゃうなというのは分かるんです、私も何とも言いようがない気分です。今、いるとこでございましてけれども、私も開発審議会のほうには出させていただいておりますのでいろいろ審議はするんですが、いずれもどんな場所にあってもやむなきなりみたいなとこですね。これは反対しようがしまいが、例えばここ、土地は持っているけれども地権者は離れたところにおいて、町内に住んでなくて、管理もできないから売っちゃってソーラーにするとか、それを止めるわけにもいかないし、じゃあそこ止めといて原野化してもいいのかって言われたら、原野とソーラーパネルどっちが好きかぐらいの話になっちゃうけど、周囲の人からしたら、原野化した1枚の畑よりはソーラーのほうがましかもしれませんね。ここの判断は非常に難しいです。難しいんですけど、審議会で審議する分には、この場所がいいか、悪いかって若干ありますけど、ただ、審議しようがないっていうのが現実ですね。自分が住んでて真横の畑が急にソーラーになったらやだなとは思いますが、周辺の合意は得られていたりとかしますんで、それはこの田舎で、急に、悪いけどちょっと隣の土地、ソーラーにするけどよろしくねって言われたら、まあ長い付き合いのご近所さんにやだよとも言えませんからね。そりゃそうです、そのほうが楽だよとしかありません。そりゃあもうしょうがない。しょうがないんですが、これをずっとやっていると、先ほども申しました農業振興というものが全く進まなくなってくるわけですね。農業やるよりソーラーやったほうがいいよってなると、そこら辺の景観がもう全てソーラーになっても誰も文句は言えなくなるわけですね。災害の心配よりも、当町の、先ほど申しましたけど、方針としては、方針というか大事にしていることは観光と農業の町。これを観光とソーラーの町に変えちゃうんだったら別にそれ

でも構わないんですけど、やはりそんなことにはいかないし、皆さん、こういう自然環境、立科町の一番いいところのうちの一つですからね、この環境を変えるわけにはいかない。

先ほども地域での合意とかがあっていう話もあったんですが、うちの町はこういう町でありたいということをやんとしないと、結局、なし崩し的に、だから自分の土地を何なんだという話になっちゃうんですね。先ほど町長も条例の話がされましたけど、景観条例か、つくるってのも一つの考えなのですが、景観条例をつかって急に締めつけるんじゃないで、その前に、議論が必要であり、住んでる人たちの気持ちがあるのかって確認も必要であります。なので、町としてはこうしたいというのがちゃんとしたほうが話になるんですね。町長が、うちの町は景観を大事にしたいからちょっとソーラーの開発って1回考えたほうがいいんじゃないのって言うか、言わないか。それに対して各区、各個人がどのようにお考えになるかと。こういうことを始めていかないと。ただ、まだ始まってないので、そういうことが。始めていかないとそういう空気が醸成されないと、空気が醸成されたら条例の話がすばいっていいことなんですけども、そういうふうな町民の皆さんに投げかけるような意識っていうのは町長はいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 町民の皆様には、私、2つあると申し上げました。

まず1番大事なのはこの立科町が長い歴史を持って培ってきたこのすばらしい景観、自然景観ですね、これを損ねないということが大事でありますので、これについては町民の皆様にはしっかりとお伝えをしていきたいと思えます。

ただ反面、やはり再生可能エネルギーを全てダメとするわけにはいかないわけありますので、これについてはやはりある意味、地域のコンセンサスを得るということは、これは少なからずとも一農家、あるいは一町民だけでなく、地域を形成してる地域の皆様方の思いっていうのも当然あるわけですので、そのところは大切にしていかなきゃいけないというふうに思っています。

だから、もちろん第一には何としてもこの景観を保持していく。そういうことをやはり町民の皆様にはお伝えをしていきたいというふうに思えます。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） ありがとうございますとっておきましょうか。お伝えしていただけると、これからそういう話がしやすくなっていきます。

本当に個人の所有物の話なので、あまりこちらが口を出せない部分が多いのですが、今後の町の展開を考えると、また下世話な話ですが、現在設置されているソーラーパネルの寿命が30年後に来たときに一体どうするんだろうという、もしくは高性能のソーラーに変えるっていう動きが出た中に、恐らく次にごみの問題とかが新しく出てくると思うんです。だから、そういうことも踏まえながらどんどん進んでいっていた

だきたいなど、このように考えております。

ちょっと話がいっぱい混ざっちゃうので、次の話に進めてまいります。

2番ですね、(2)ソーラーパネルに限らず、今後の町の景観の在り方について問う。(追跡質問)とさせていただきます。追跡としているのは、2年前の議会で観光地の景観の関係を質問させていただいておりますので、追跡質問の一言を足してあるのですが、前回は研究する必要があるという答弁でほぼ終わっているのですが、その後、どのように考えがまとまったのかを知りたいところです。

前回は、割れたり老朽化をした看板などをもとに景観の質問をしたのですが、この冬は、第2牧場のバス停が事故により潰れたままでした。あまりの見栄えの悪さと処理の遅さに、山の観光は町に見放されていると危惧された住民の声も届いております。

また、台風19号によって高原に向かう県道沿いの景観も乱れたままのところも見受けられます。新型コロナによって身動きが取れないときであるのは重々承知しておりますが、コロナ明けに観光客をしっかりと呼び込む準備をするのも今であるとも言えます。今後の当町の景観の在り方について町長に問います。

議長(田中三江君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

当町の観光地である白樺高原は、通年型のリゾート地として発展してきておりますし、美しい景観を保つことは誘客のために大きな要因であると認識しております。

また、良好な環境は観光客のみならず、地域への誇りや愛着を育む役割を担っているとも考えております。

景観の維持・向上は大変重要であると認識しております。バス停や本年度の取り組みなどにつきましては、担当課長のほうから申し上げますのでお聞き取りください。

議長(田中三江君) 今井産業振興課長。

産業振興課長(今井一行君) お話のありました蓼科第2牧場のバスの停留所につきましては、観光事業者を初めとします地域の皆さん、ご利用客の皆さんなどにご心配、ご迷惑をおかけしまして申し訳なく思うところであります。

このバス停の倒壊は、先ほど事故でということで議員もおっしゃられたとおり、昨年12月半ばです、雪によるスリップが原因だと思っておりますが、車が激突して破損いたしました。撤去・建築等は加害者の保険対応により進められておりました。破損したバス停の撤去は何度か督促もしたようでございますが、積雪があるということで4月の9日までずれ込み、5月中旬にようやく利用が可能となったものであります。

町としては白樺高原の観光を見放しているわけでは決してございません。相手のあることでありますので、今時期となってしまったところであります。ご理解を賜りたいと思います。

壊れた看板、また老朽化した看板なども順次撤去等をしてきております。また19号台風によります倒木等については、町有林野部分については本年度においてできる限

りの対応をしたいというふうに考えております。県道敷については県のほうでも昨シーズンからずっと結構な対応をしてきてもらっておるところであります。

景観の維持・向上は大変重要であるという認識のもと、地域の環境、整備活動に取り組んでおります白樺高原を美しくする会、こちらの活動費の負担でありますとか、白樺高原に向かいます県道40号線の環境整備では県発注分に加えて町発注分として、草刈りになりますけれども、毎年実施しております。

また、本年度においては環境整備費ということで例年のものに加えて予算計上し、ただいま事業が始まっております。

以上であります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） バス停の件は、うっすら保険の対応があるからできないんだろうなというのは察していたところではあります。ただ、ここが前回から質問している看板の放置問題だったりとかと同様に、このままの見た目でおいとくわけにいかねえなってるのが、普通の景観を気にしている場所のやることだと思うのですよ。だから、済んだことなのでこれ以上言ってもあれなんですけど、今後に生かしていただきたいというところで、特にこのコロナ禍で人の出入りがとか、観光客が減ってるとはいえ、当町はビーナスラインなどドライブルートがありますので、車から降りずに景観を楽しんで走って行って、コロナの感染を予防、予防というか感染のリスクを負わない観光もできる、そういう地域でございますので、せめて見えるところぐらいきれいにしときましょうよと、こういうことになってくるわけですね。

大分さっき景観の件で話し尽くしてるんで、あんまりないんですけど、さっきのソーラーの話と混ざってくるんですが、守らなければいけない景観というのはあると思います。だから、先ほどのソーラーの件と絡めていきますと、山はソーラーなんか作らないけど、そういう若干おもてなしに対する、目に対するおもてなしに対する対応が遅め、甘めみたいな感じがしますよね。里のほうは、景観は大事だしこの里山の形式と言いながらもソーラーパネル作ることに對しての議論が全然醸成されて来ない。そういう中で、中山道周辺、中山道を歩いて行って見える周辺ぐらいは景観を守ろうとか、そういうような意識が必要になってくると思うんですけども、そういうことの方考え方というのはどうなっているのかしらというのは、これはちょっとよろしいですかね。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきますが、中山道線の中にも生活重視のところもありますよね。だから、一概に中山道線一帯を全て、じゃあ例えばソーラーパネル的なものを自粛してくださいよというようなことをやっていきますと、これ、各住宅の皆さんにも影響が出てきますので、そうではなくて、中山道線云々ということだけではなくて、逆に中山道線をもしおっしゃるのであれば、これはソーラーパネルの問題

だけではなくてそこにある旧宿場町なり、あるいは街道筋、このところの歴史をしっ
かり残しているかどうかという点でも大きなポイントになるだろうというふうに思っ
てます。

したがって、このソーラーパネルの問題に限定した中山道線に対しての規制とか、
そういうことは考えておりません。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 今、中山道のところは規制を考えておられないという、生活もあるので、それは先ほどの話どおり分かるんですが、そこで、ソーラーパネル自体は家の屋根に乗ってる分には別に構わないんですが、せっかくの田園風景の中にソーラーパネル、段々畑の中にソーラーパネル、のどかな気分と都会的な意識がぐっと混ざって何とも言えない複雑な気分になりそうなもんなんですけども、まあまあさっき条例はまだ早いって話も私もしたばかりなんで規制云々というのはあるんですが、中山道の周辺の景観とか歴史背景とか、そういうものを守るか、守らないかといったら、守らないということは、多分存在しないんですね。うちの中山道はもう別に道なんでいいですってことはあり得ないはずなので、本陣だってありますからね、モトヤなんかもちろんと雰囲気も残ってますし。そういう中で残さないということはありませんので、残していくならそういう話をしなきゃだめじゃないかという、こういうことになってくるわけなんですよ。

なので、まあまあ私も規制をかけなきゃいけない部分はかけなきゃいけないと思うんですが、そういう議論をしていこうねという話を先ほどから上げてるわけでございます。なかなかそういうところにたどり着いて行かないんですけど、このソーラーの問題って結構、ソーラーに関してはなかなか微妙ですので、今後の議論の醸成とかを見ていく中で、この後はもうそういうことを気にする団体が立ち上がっていったりとか、議論が起きてくるっていうようなことが次のステップに入ってくるのかなと思います。町のほうで具体的な方針は先ほどあったように、町の景観を守っていこうとか、そういう話はちょっとされていまして、町はそういう気持ちなんだよというのはこれからじゃあ伝わっていくとしまして、観光の件のほうも今、注文つけたばかりですから、特にこれ以上、注文つけるところもないんですけど、こういうふうになってますので、じゃあ縮めていきますけれども、最近、もう田植えが終わってますけれども、ちょっと田に水を入れ始めた頃の景色を皆さん、思い浮かべていただきますと、水の張ってある田んぼに、夕暮れ時に夕焼けみたいなのが反射して、何とも言えない微妙な風景、微妙じゃないです、絶妙な風景が心にしみわたりますと、ああ、田舎に住んでるっていうのはすばらしいもんだなと。あのわずか、稲を植えるまでのわずかな間しか見れない景色とか、そこにやっぱり存在するわけですよ。こういうのがふあっと広がっていく立科に、どんどん住みに来てもらいたい、移住してもらいたい、観光で見てもらいたい。こういうふうに思うわけです。こういうところの景観を守っ

ていくのか、いかないのか。こういうことを明確に言うか、言わないのかというのは私たち議員もそうであり、行政の皆さんの仕事でもあるんだと思います。今後の町の景観が守られていく、さらによくなっていく、そういう議論が起きていくってことを期待いたしまして、私の質問を終了させていただきます。

議長（田中三江君） これで、5番、森澤文王君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、11番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 一般質問の対応と追跡質問についてです。

質問席から願います。

〈11番 今井 英昭君 登壇〉

11番（今井英昭君） 11番、今井英昭でございます。今回の質問も町のさらなる発展のために建設的な質問をしてみたいと思いますので、それを含み置きいただきまして答弁を頂けたらと思います。

今回の題目は、一般質問の取扱いと追跡質問になります。

私の一般質問は、今まで24回行ってきた中で重複する部分もありますが、42個の項目、細目におきましては152個の質問をしてみたいました。一般質問の基本姿勢といたしましては、町民の意見を私なりにかみ砕き、また、何事においても当事者意識を念頭に置きまして、よりよいまちづくりへ向けた提案型質問と課題解決型質問を心がけて、その中でも町の姿勢や、また方針についても確認、問題提起もしてみたいました。

今まで質問してきた150個以上の質問の中で、間違いの指定方針につきまして確認できた項目のほかに、間違いが導入や改善などを取り入れていただいた政策も数多くあります。

しかし、私自身が質問しっ放し、町側に見たら、検討しっ放しの項目もたくさんあるのも事実でございます。

その中で、町民の方と意見交換をする中で、議員の重要な仕事の一つに一般質問があり、その一般質問においてその後どうなっているのか、しっかり後追いできているのかというご指摘も多々頂いております。

そこで、定例会ごとにあるこの一般質問が、より有意義な時間とするための位置づけといたしまして、まず一般質問の在り方について、一般質問に対して基本的な受止

め方について、町長から伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

一般質問は、議員各位におきまして、主に、立科町の行財政全般にわたるテーマが取り上げられ、ご質問のほかにご提案などを頂く中で、町側の主張や今後の改善策についてお示しをさせていただいております。

一般質問は、議員必携でも大所高所からの政策を建設的立場で質問をされ、議論すべきであることが示されているように、町側といたしましても答弁させていただいた内容につきましては町の公式見解として、また、その後の行政の指針となるものと認識をし、町の考え方や方針、方向性を示す内容につきましては重く受け止めているものでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今町長の答弁にもありました、重く受け止めているということで、質問自体がしっかりと町側に受け止められているという答弁がありました。その答弁を踏まえて、次になります。一般質問の取扱いについてということで具体的な質問をしていきたいと思っております。

質問に対しましては、即解決するもの、即採用されるケース、また、研究、検討もされずにその場においてお断りされるケースというのもあります。そうしたケースがあるものの多くは政策に取り入れます。

検討します、調査、研究します、参考にします、予定しております、これは、答弁の後にまとめる言葉になっていると思うんですが、これらのまとめた言葉が一般質問終了後にどのように扱われているのか。

そこでそれぞれの課に戻って、担当係長または担当者として検討されているとは思いますが、検討されてその採用可否等を決めているその一連のプロセスについてなんです。今現状、質問内容の対応マニュアルというものがあるのかについて、総務課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

一般質問に対するマニュアルは、現在、ございません。通常の流れを申し上げますと、議会議長から一般質問の各通告書をご提出いただいた後、内部会議によりまして質問の内容確認を行っております。通告書は質問の内容を具体的に記載することが基本になっておりますので、議員各位が何を求めているかを読み取り、内部において方

向性を検討し、答弁案の作成に取りかかりますが、中には、質問の真意を誤って捉えてしまう場合もございますので議員への確認をさせていただき、短期間のうちに進めております。

答弁につきましては、理事者、総務課、企画課及び担当課長によりまして現状の把握、各種計画や制度面、予算面などを総合的に判断した上で方向性を立て、一般質問に臨んでいるところでございます。

また、一般質問で答弁した内容につきましては、その後、幹部会や実施計画及び予算編成時等で検討につなげていることが一連として繰り返されているところでございます。

併せまして、重要事項と捉えている内容等につきましては、町では積極的に議会全員協議会でもご報告をさせていただいている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今総務課長のほうからの答弁ですと、マニュアルはない中でもしっかりと各担当と、また幹部会等で議論をされている、また全協等でも報告なりされているということでした。

そういったことの中で、次の質問に移った上でまた再質問もさせていただこうとは思っていますが、実施する、検討する等の答弁に対して途中経過も含めて、やはり回答が必要だと思います。今、全協等で回答する項目もあるということなんですが、そういったことじゃなくて全般的にそういった、こういったものが検討されているのかということがやはり必要なんじゃないかなと思うんですが、その点についての見解を伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、その後の検討内容につきましては追跡質問の際や、また先ほどの議会全員協議会、そして予算が絡むものにつきましては予算の審議の際に経過等をお示しすることができますが、それ以外には、一般質問に対して進捗状況や検討結果につきましてはお示しをする機会はないかと思っております。

これにつきましては、定着しておりますPDCAサイクルを一般質問に取り入れることも一つの方法ではないかと感じているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） PDCAサイクルに合わせて盛り込むということなんですが、ただ、回答がないということで、確かに今回の一般質問におきましても、数名の同僚議員からもこの追跡質問についてどうなっているのかという問合せがあったのも事実でありまして、なかなか見えていない部分も数多くあると思います。

今各担当課のほうで、また単体のほうで検討されているということなのですが、今①②の質問をした中で、答弁頂いた中で、総務課としてそのマニュアルがないということも分かりました。その中で、検討して結果、どのような形でその結果をまとめているのか、要は、その質問に対してどのようにクロージングをしているのか。もう検討をしてそこで終わっているのか、また、それは項目として残しておくのか。そのクロージングがどのような形になっているのか、総務課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

以前は、一般質問につきましては検討結果については一覧表にしまして、現職、幹部会で共有をしまして、その後、どのように対応をしたかというものを残しておりました。現在につきましては保留になったままでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 以前は一覧表にされていたということで、ちょっと最後、言葉が聞き取れなかったんですが、今はしていないということでよかったですでしょうか。ちょっとそこをまずはっきりさせておきたいです。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） しばらく継続をしていないということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 前はあったけど、今は継続されていないということで、これ町長に伺いたいと思いますが、今回の質問をするに当たって事前に資料を渡してありますが、先進地の事例として、一般質問での検討する答弁に対して進捗調査実施要綱や規定を設けているという市町村があります。この要綱の中身は、質問してから1年間ほどにつきましては、期間限定で質問内容に対して答弁の対応進捗と取組状況を明文化するというものになります。このような一連のフローがありましたら、質問をした側、また答弁した側、双方にとって議論が一層深まることが可能となります。これらの要綱等は、行政側と議会側が、双方が合意した上でないと成立はしません。そのため、議会側でも議論が必要ということは承知の上での質問になりますが、このようなフロー、要綱等があれば、定例会ごとの一般質問が一層有意義なものになると思います。立科町におきましても進捗調査実施要綱や規定の導入が必要だと思いますが、この見解について伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

今議員おっしゃるとおり、当然、そういう、今までいろんな機会を捉えて追跡調査というか、いわゆる検討しますとか、あるいは実施をしていきますとかいう中でね、

これは、町が、要するに、執行部側だけでなく議会側のほうにおいても、やはりこれは議会としての意思統一といいますか、そういったことが必要であろうというふうに思いますし、また、これらについてのやはり捉え方、即、実施に向けていくのか、あるいは検討期間がある程度長い期間必要があるのか、この辺にも、やはり1つの課題になるかと思えますけれども。ただ、今議員おっしゃっていただいたように、そこにはやはり1つのルールということはないんですが、そういうものを決めていけばいいのかも分かりません。ただ、ここらの関係についても、やはり市町村の1つの規模といいますか、こういった中で職員の体制というものもついて回ります。そういったようなことも含めて、私どもが今最大限できることは何かということを考えますと、私どもやはり先ほどの総務課長のほうから申し上げましたけれども、私どものほうの幹部会、要するに、幹部の中でそこでやはり共有をしながら、そこで1人ずつ分かって図りながらやっていく行政。そしてまた、先ほど申し上げましたけれども、議会のほうでもやはり意思統一を図っていただいで進めていく、こういったものがお互いのすり合わせというものが必要になってくるのではないかなと私は思っております。

もう1つは、やはり先進的に取り組んでいる議会の皆さんもそうでしょうし、私ども行政もそうであります。そういったものもやはり勉強して、しっかりその中で研究をして、やはり、よりよい議会と町との、いわゆる執行部側ともやはりお互いのキャッチボールがしっかりできるような体制、こういったことが、今後、必要になってくるだろうというふうに思っています。

だから、ですから、何も全て、1つのものの規定とかそういうものを決めてあてはめてしまいますと、そこから出た部分というのはなかなか表に出てこない。これよくありますので、私としては今、先ほど申し上げたような双方でやはり形が、お互いにやはり統一をとっていくと。そしてそこに、お互いにやはり町側も、当然、議会の皆様から言われたことに対してはやはり重く受け止めていくわけでありますので、そのことに対してやはり責任を持っておくと、議会の皆さんもやはり質問するだけということではなくて、そこにはやはり提案的なものもあるでしょう。こういったようなことも含めて、互いにやはり両輪で進めていくことが大事だというふうに私は思っております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今まさに提案型の質問でしたつもりなんですが、ちょっとその回答がどちらかなのか、検討はしてもらえるのかしてもらえないのかというようなちょっと分かりづらかったので、もう一度、ちょっと最後の質問になるんですが、十分に幹部会等で議論されて、私たちの一般質問について取り扱っていただいているということは今の答弁の中でも十分把握しましたし、今日初めて知ったということではなくて、やはりそれは6年間の議会生活の中で一般質問に対して重く受け止めていただいているということで、私もそういうことで理解はしております。

当然ながら、一般質問パフォーマンスでもないですし、切実な思いをこの場で与えられた60分の中で私たちも質問している中で、その中で、やはり私たちも真剣ですし、町側も真剣に答えていただいていると。その中で、真剣だからこそ、ある程度、全てが全て採用してもらえとも私も思っていないですし、無理なものは無理。例えば、無理なものが本当に無理だったのかどうなのかが見えてこないのが私が事前に提示させていただいたのは、そもそも検討してそれが採用されるのか駄目だったのか。駄目だった場合に何で駄目だったのかというところまで分かれば、再質問のときに、やはり1からやることではなくてそのフォーマットがあって、じゃあ、これについては何で駄目だったんでしょうかと深堀ができるんですが、結局、そういったものが今ないので、再質問の中でまた1から質問してしまって、本質がまたつけないという部分があります。

そのため、今回お聞きしたのが、そのフォーマット、質問があって答弁があって、それに対していいのか悪いのか、これについては立科町では無理ということになるのか、立科町としてはまだ検討の余地があるというのか、また、立科町としてもうすぐ採用してもらえるのか、そういったようなフォーマットがあったほうがよりよくなるのかなど、そういったものについて、再度、ちょっと質問になりますが、お願いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） じゃあ、お答えさせていただきます。

やはり一般質問の中でよく追跡質問ということで、今議員おっしゃったように、なかなかその先の途中経過だとか、町の方針のその一端の概要が見えてこないとか、そういう中でやはり原点に戻って、また同じような質問を再度繰り返すというようなことがあるということは、やはりこれね、今までもあったかと思えます。これは、確かに改善しなきゃいけない問題だと思います。

ですので、私どもも今、幹部会で検討しましても、その中ではやはり課内に戻ってね、細かく細部にわたって検討して、それが本当に実効性があるのかないのか、あるいは町として、立科町として必要性があるのかないのか、この辺を、再度、やはりこの辺もしっかりと詰めていって、できることであれば、どの機会かということもありますが、やはりそれは全員協議会の場であったりするかと思えますし、また、文書的に出せるものは出していけばいいんですが、その場合にはやはり議会から出てきたものに対して出していくということはあるかも分かりませんが、短編的にはそういったような保管の仕方をしていくということになると思えますが、いずれにしましても、やはり全身を見た答弁、全身を見た回答ということに心がけていきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今町長の答弁にもありましたが、当然ね、これは議会側でも十分に議

論しなければいけないですし、せっかく質問をするからには、やはりその回答、何らかしらの結論もクロージングもしなければいけない責任もあると、それは議会側でも十分ありますので、これはまた議会側でも私、提案をいたしまして、何かしらの部分で議論したいなと思っております。

では、次の質問に移ります。

(2) になりますが、テレワーク事業について。この項目自体は、一般質問の中で私、4回目になります。まずは、現状の確認の意味も含めまして、全体計画、これは補助金も含めてなんですが、そういったもの、全体的な計画は予定どおり進められているかどうか、その概要について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

ご質問のテレワーク推進事業の全体計画、アクションプランは、国から認可を頂いた地域再生計画となり、おおむね順調に進んでいると考えております。

テレワーク推進事業は、平成28年3月に策定したまち・ひと・しごと創生立科町総合戦略に高齢者や障がい者等の就労機会確保のための労働環境の充実等の支援に加え、テレワークセンターの設置が明記されていたことが契機となります。その翌年の平成29年に取組を本格化させ、有識者にご参集いただくテレワーク推進会議を設置し、子育てや介護など様々な事情があつて、フルタイムで働くことができない方々や近隣市町村の職場まで通うことが困難な方々、あるいは障がいや引きこもり等で社会参加が難しい方々が、町のあらゆる場所でテレワークを活用して仕事を通した社会参加を果たす社会福祉型テレワークが実装された町を目指すビジョンを策定しました。

このビジョンの実現を基に、子育て中の母親を中心に多くの方々が業務を行う住民ワーカーとして登録し、仕事をしています。

取り組み始めた当初は10名弱だった人数が、現在では延べ59名にまで増えており、その中には障がいがある方やこれまで引きこもりだった方も登録しております。

登録した方々は、パソコンや経理、公務員研修など仕事をこなすための様々な研修を受け、今ではそれぞれの生活に合った働き方をして対価を得るだけでなく、住民ワーカーのコミュニティーの一員として、社会参加を果たしております。仕事を通して社会の役に立つことで住民ワーカーそれぞれが自信を持ち、さらに対価を得ながら自己の成長を実感できる機会を提供するという、まさに社会福祉型テレワークの実装をビジョンに掲げて行ってきた成果が生まれてきていると感じております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 企画課長の答弁の中に、地方創生、地方創生推進交付金でその話がありまして、順調に進められているということなんですが、この交付金の中で、「どこでも誰でもテレワーク」ということでね、題目でやっていたと思いますし、今の答弁

の中にもあったと思うんですが、現状、コロナ禍におきまして、まさにそういったことも、いわゆるどこでもという部分におきましては、コロナ禍においては、テレワークセンターだけではなくて、各家庭、自宅になるんでしょうか、そういったところで仕事ができるという部分もまた一つの今回の特徴なのかなと思っているんですが、今回、コロナ渦ということもありまして、このテレワークセンター以外で働いている方がどのぐらいいるのかという該当について説明をお願いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほどどこでもということで発言をしてそれで進めてきたんですが、発注者が求めるセキュリティーレベルによりテレワークセンターでの業務が現状では主となりますが、業務によってはそれほどセキュリティーレベルが求められないものもございます。

5月末現在で、先ほど議員さん、何人ということなんですけど、全体業務の約2割は住民ワーカーが在宅、自宅にて業務を行うということで、在宅で業務を行っております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今テレワークセンター以外で2割ということで大きな仕事量ということですか、全体の2割ですから大きな量だと思うんですが、これ同時に、今年度の目玉事業であります高度無線環境整備推進事業より全庁光ファイバーケーブルという整備があります。テレワークの、いわゆるあらゆる場所でできるということで、この光ファイバー整備事業というのは、テレワーク事業にとっても大きな位置づけだと思いますが、この事業自体、こういった時代というか、コロナ禍ということもあって、早めに整備しなければいけないので前倒してでもやっていただきたい事業なんですけど、この事業の進捗について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

インフラ整備として、NTTと光ファイバーの整備を全庁引いていくという事業でございますが、現段階でNTTと協議を行っておりまして、協議を行っている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 協議行っているということは、まだ事業自体は今、進捗を確認したんですが、進めているということで理解していいんでしょうか。今、協議という言葉だったので、何か協議しなければいけない事項があるのか、その点が今あったので、再度、質問させていただきます。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 研究していく中でいろいろものがございまして、協議をする事項もございまして、ただいま協議をしているということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） ちょっと歯切れの悪いというか、ちょっと今、理解ができなかったんですが、光ファイバー自体は今回の質問の趣旨ではないのでこれ以上は突っ込まないんですが、とにかく光、全協の中、また予算委員会の中でもこの説明、企画課としてされて、私たちもそれに対してかなり期待している部分がありますので、早めにとにかく進めていただけたらなと思っております。

今、全体、全体計画に戻りますが、今、おおむね順調ということで答弁ありましたが、私は、すいません、確認したかったのが、この補助金事業に今ちょっと特化したような話だったんですが、要は、今回、振興計画とか実施計画に基づいてこの計画が進められていると思うんですが、その全体的なスケジュールですとかやるべきこととかそういった部分も含めて、このおおむね順調に進んでいるのかというちょっと確認をしたいと思っております。

その中で、テレワーク事業は地方創生推進交付金によって成り立っているということも理解しています。この交付金は、2年3年の中で、それが過ぎると再度申請をして、できなかった課題について追加しているということで、実際にはブラッシュアップされてよりよいものをつくっているということも理解しています。そうした中で、過去と現在の状況を見て物事を決めるという、いわゆるフォアキャスト的な考えではなくて、テレワーク自体はやはり最終目的があって、その間、じゃあ、何をしなければいけないのかということでバックキャスト的な発想で進めてもらいたい事業だと思っております。その中で、このテレワーク全体のアクションプラン、行動計画書のスケジュールも組まれていると思いますが、振興計画ですとか実施計画に基づいて、全体的な計画自体がおおむね順調で進められているのかどうなのかという部分で、ちょっと確認で再質問いたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほど述べた全体計画、アクションプランというのは、地域再生計画で、これによって地方創生交付金を頂いているというものでございます。それに合わせておおむね順調であり、当然、その地域再生計画によってテレワーク推進事業の実施計画等も組まれていますので、そちらについても同じように順調に進んでいるということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） この実施計画に基づいて順調に進められているということで、いろい

ろ進めるに当たってはいろいろな会議されていると思うんですが、次に、立科町テレワーク推進会議の話になりますが、この会議の構成員の選定と役割について、まず質問いたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

本事業を開始した平成29年度当初、当町の職員では本事業を推進するためのノウハウがなかったため、全国的にテレワークを先駆的に推進していた方々に協力を依頼いたしました。

具体的には、総務省が行っていたテレワーク先駆者100選総務大臣賞の受賞企業や社会福祉型テレワークの事業ビジョンに近い取組を既に行っていた一般財団法人塩尻市振興公社、また、町商工会や社会福祉協議会にもお声かけをしてご参集いただいております。

現在は、テレワーク推進コンソーシアムと名称が変更されていますが、会議は年に1回から2回開催しております。会議では、事業の進捗管理と助言を行うこととされており、テレワークを含めた新しい働き方や業務の外注化に関する企業の動向についての情報交換や今後の計画に対する議論も併せて行っており、その後、議論の結果を参考にしながら、担当課において事業を進めております。そしてこの会議の資料と議事録は、全て立科町の公式ホームページで公開しております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） この会議、ここ数回は議会のほうにもご案内いただいておりますし、私でもできるだけ参加していますし、また、議事録につきましても今、課長のほうからもありましたように議事録がしっかりと整備されていて、こういった会議が幾つか、町の中でも会議がたくさんある中でも議事録をしっかりとホームページに公開するという数少ないというか、あと幾つあるか分かんないんですが、本当にとってもね、公開されていて、会議自体がととても、私も議事録を楽しみに見ていて、こういった議論がされているんだという部分で本当に分かりやすく、今後もホームページに載せていただきたいという思いもあるんですが、今、役割についての答弁があったんですが、事業全体的な議論もされているということなんですが、それをまた計画に移しているということなんですが、今のこの構成委員の説明を聞きますと、本当にこのテレワークにたけた人、よくこういった方を探してこれたなという感もあるんですが、こういった方がいるからこそ何かちょっと、とてもいい会議をしているんですが、私はもう一歩先に行ける会議なんじゃないかなという、ちょっともったいない会議なのかなという部分で、正直、感じております。

今計画について議論されているということで、まさに私、この計画がこういったノウハウのある方に立科町の応援団になっていただいて、今後どうするのかという議論

が一番大切なんじゃないかなと。もちろん現状把握という部分も重要なんですけど、それだけで終わらずに、何で立科町の応援団になっていただいて、このテレワークが立科町でより発展するためにそういった議論が必要なんじゃないかなと思います。この議論がされているということなんですけど、これ具体的にどのような議論がされているのか、この計画に対して今議論がされているということだったので、具体的にどのような議論がされているのか伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

計画に対して営業チームというものをつくりまして、その中でどういう取組をしているのかという紹介をした中で、こういった取組をしていったほうがいいんじゃないかとか、そのような議論をしております。

また、この後質問にも出てくると思うんですけども、ワーケーションの関係についてもこういったこともあるんじゃないかということで、とてもここに参加してくれる方の、議員さんも言われたとおり、立科町のテレワーク事業を応援しようという気持ちで来ていますので、そういった助言を頂いております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） まさに助言を頂いているということで、いいですか、もっとこの先を見た形というんですかね、全体像が議事録を見ただけでは何とも判断できなくて、実際はちょっとされているかどうかというのも分からないんですが、議事録でも1から100まで載っているわけじゃないと思いますので。ですので、今後、こういった形に立科町のテレワークが最終目的であるのかという部分についても、ぜひこの推進会議で議論していただきたいと思っております。

また同時に、これが、今回この質問をした経緯につきましては、もちろんとても応援していただいている方がいるということも分かるんですが、このテレワーク自体が業界が狭いという中で、推進会議のメンバーと今回の地方創生推進交付金事業の発注先が十分かぶってしまうという可能性があるんじゃないかと私、危惧しているところで、もちろん、金額的ですか内容的に随意契約というのはいく部分なので一般競争入札をされていると思うんですが、この点につきましては十分配慮される場所が大きいのかなと思って、念のため確認をしたところでございます。

次に移ります。

令和2年、3年度の委託事業である営業力強化は予定どおり進められているのか、これについて伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

令和元年度までの取組において、住民ワーカーの登録者数の増加に対して仕事の量

が少ない事態が発生したため、立科町が主体となって住民ワーカーに業務を発注してくれる企業を改革する、いわゆる営業活動を行う必要が出てきました。

そこで、令和2年度から営業活動を行っており、実際に営業活動を開始するに当たっては、慎重に議論を重ねた結果、外部の営業コンサルティング会社に業務を委託するのではなく住民ワーカーで構成された営業チームを発足し、営業チームに業務を委託する形を取りました。その理由として、外部の営業コンサルティング会社に委託した場合、委託期間終了後に営業ノウハウが当町の資産として残らない可能性が高いことが挙げられます。

また、社会福祉型テレワークの実装に向けた取組は、住民のニーズがあり一定の受注成果も生まれてきたことから、今後、町の事業から切り離して自走させていく可能性を吟味していたこともあり、営業活動ができる住民ワーカーを育成したいという意図もございました。

これらの理由から、令和2年7月に住民ワーカー4名からなる営業チームを発足して営業活動を開始しているところであり、昨年度は市場分析や環境分析を行った上で、ウェブページの公開やSNSの運用を開始しました。この3月には事業の周知と新規顧客の獲得を目的としたウェブ説明会を開催し、首都圏の企業を中心に60社を集客して、現在、業務発注に向けた交渉を行っております。

この取組は、住民協働の取組として外部団体からの評価も高く、一般社団法人など経済研究所の月報やウェブページでも紹介されております。営業活動は、今年度も引き続き住民ワーカーが主体となった展開をしてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今企画課長からの答弁の中で、営業チームが住民ワーカーさんの中から出ているということで、これ単純にすごいことだなと率直な感想になるんですが、これ住民ワーカーさんが営業をやられて今、コロナ禍だから外部には行けないと思うんですが、コロナ禍が終わった後、もちろんオンラインの営業というのがありますが、基本的には外に出ていく営業もこの営業、ワーカーさんの中から営業チームが今後やる予定なのか、その点について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

今はコロナ禍ということで、オンラインを利用したウェブ説明会等を行っているんですが、営業チーム、名刺もつくってございますので、営業活動に出向くということもあり得ると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） この営業チームはかなり期待したいところでございます。

次に移ります。

営業力の強化、今答弁ありましたとおり、確立ができましたら事業の自立化、組織化への道筋が見えてきますし、実際に令和3年度の自立化に向けた労働マップですとか、あと骨子案作成が計画されています。

現在、地方創生交付金など補助金を十分に活用されているとはいえ、一般財源もそれなりに投入されています。独立採算が十分に確保された事業展開というのは理想なんですけど、福祉型テレワークをうたっているため、一般財源を投入してもそれがそのまま町民に還元されるという部分もありますので、当然、黒字経営に越したことはありませんが、実際の損益分岐点等を今後どのように見ているのかという部分なんですけど。その視点で、補助申請書でもうたわれていますが、設備投資以外で現状の収支、また、令和3年度の売上げ金額でまた自立化、組織化が見えてくる根拠について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

先ほどの地域再生計画は、令和2年度から4年度のものでして、4年度ということでちょっと話させていただきます。

本年度本事業は、平成29年度から令和元年度までと令和2年度から4年度までの2期にわたって国の地方創生推進交付金を得て、年間約2,000万円前後の予算額で事業を行っており、これまでの予算の内訳としては、住民ワーカーの育成に係る費用とPC等の備品購入費が主なものとなっております。

本事業の取組における業務受注額の推移は、平成30年度は95万円、令和元年度は675万円、令和2年度は1,437万円と大きく増加を続けております。これは、令和元年度にセキュリティー対策と通信環境が整ったテレワークセンターが開設されたことが大きな要因と考えております。

この受注額を令和4年度には3,000万円を目指すことを営業活動での目標値としておりますが、この3,000万円という数字は、年間100万円を稼ぐ住民ワーカーを30人育てようという考えから来ています。

さらに3,000万円の受注規模になると、管理運営費を仮に受注額の10%と設定すると年間300万円の収入になり、現在、費用として支払っているパソコンソフトのライセンス使用料や光熱費など最低限の運用費は賄えるものと考えております。

しかしながら、それだけでは住民ワーカーの育成や機器の更新は難しくなりますので、営業活動の評価によるさらなる受注額の拡大を基礎とし、ただ単に利益を追求するものではなく社会福祉型テレワークの実装を実現していくには、どのように事業を継続、発展させるのか検討を始めております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 単純に今、リースとかそういったものについては賄えるけどということで、確かに福祉型という部分におきましては、私が先ほど触れましたように黒字経営に越したことはないんですが、還元される部分がある。ただ、いずれにしても、どのぐらいで採算が取れるかとかは十分議論はされているとは思いますが、私もその辺についてはまた見ていきたいと思っております。

次に移ります。

業務担当者の人員配置は適正かということで、これズバリ、これだけの大きなプロジェクトをやっている割に人が少ない。もちろん、今やっている方、担当者と、あとSEの方も入られたということなんですが、そうはいつてもとにかく少ない。これ過去の一般質問でも人が少ないんじゃないかということで指摘はしているんですが、これについて、現状どのようにお考えなのか伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

超勤等もあって大変だと思うところも見受けられますが、ただ単に人を増やせばよい業務ではございません。その中で、現状をしっかりと業務を担っていると捉えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） ちょっと人事のことなので副町長にお尋ねいたしますが、今担当課長のほうは人を増やせばいいだけじゃないということで、それも専門性のあることですので理解はできる部分があるんですが、ただ、いずれにしても、これだけ大きなプロジェクトに今、冒頭に話しましたように人が少ないという、これ直感的にやっている割に、ものの大きい割に少ない。これ立科町が、今後、テレワークをもっと広げていかなければいけないという状況の中で今、人が、すぐに明日から1人増やせといてもなかなか難しいと思うんですが、その辺について、副町長、どのようにお考えなのか伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

現在の業務は大変かなというふうに思っておりますが、適材適所を見極めて、現在、人員配置を行っております。今のところ、私のほうでは、現在、テレワークシーンをしっかりと捉えているんじゃないかなというふうに思っておりますが、今後、新しい運営形態等も視野に入れながら検討することも必要だというふうに思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 付け加えて言いますと私、今の業務は、当然ながら、マンパワー、1人2人しかいないからこれで終わっているんですが、もう1人増えたほうがよりよ

くなるという意味で言っているのですが、今現状、確かに1人2人でいいかもしれないんですが、もっと発展させたいという意味で今回のこの質問をしております。そのことで今の現状が足りているということは分かりましたし、今後もっと増やして、これをもっと大きくしてもらいたいという趣旨がありましたので、ちょっと付け加えさせていただきます。

次の質問に移ります。

観光ビジョンにもつながる質問になりますが、この冬シーズンの後半におきましては、ワーケーションでペンションやホテルに宿泊された方がリフト券を頂けるというサービスがあったということで、これ一定の成果があったと聞いています。この事業自体が、町としては全くかかわっていないということなんですが、やはり今まで町が行ってきたテレワーク事業の下地があつてからこそ、この事業があつた結果だと推測しております。当然ながら、観光協会の努力というものもあつて、この相乗効果という部分で理解をしております。

そうした中で、立科町観光ビジョンにつきましては、一時、つくるという計画があつたもののなかなかそれがつくれずに今に至っていると思うんですが、そのため第5次振興計画の大枠の中に入っていますが、いずれにしても、このワーケーション事業の推進自体はこのコロナ禍以前から進めているものであつて、コロナ禍収束後も観光エリアにとってこのワーケーションというのは重要な事業だと思うんですが、このワーケーションも含めて産業振興課との連携がもっと強烈に必要なんじゃないかと思うんですが、その点について、現状について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

昨年度の昨年度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府からワーケーションの推進を呼びかけられましたが、当町では、平成29年度からテレワーク推進事業において、主に高原エリアの宿泊施設に泊まって仕事をする取組、立科ワークトリップを進めております。これは、住民ワーカーへの業務を獲得するために町と企業の接点をつくることを目的に実施してきた仕組みになります。そのため、これまでこの仕組みで当町を訪れた企業情報はアンケート等で入手しており、テレワーク推進事業の営業活動に活用しております。

一方で、新たな旅や観光スタイルとしてワーケーションの推進が全国的に進められていますが、当町の取組はその先進事例として知られるようになってきております。

具体的には、令和3年3月に観光庁が撮影した「新たな旅のスタイル」ワーケーション&ブレッジャーというウェブサイトと企業向けのパンフレットに和歌山県の取組とともに当町の取組が紹介されています。

また、昨年度、一般社団法人日本経済団体連合会、いわゆる経団連と公益社団法人日本観光振興協会が合同で行ったワーケーションのモニターツアーでは、残念ながら

緊急事態宣言の発出で中止になってしまいました。ツアーの対象自治体として全国6か所のうちの1つに当町が選定されております。

さらに、これまでの取組で現地でのコーディネイト機能が必要なことが確認されたことから、信州たてしな観光協会に調整業務を依頼しておりますが、その受入れ実績が認められ、同協会職員が一般社団法人日本ワーケーション協会からワーケーションコンシェルジュに全国9名の中の1名として認定されました。

昨年度1年間で把握している限り、観光協会が実施した家族連れワーケーションのキャンペーン利用者も合わせると、220組714名がワーケーション関連となっております。

したがって、当初の目的とは異なりますが、観光地を抱える当町としては新たな観光事業の掘り起こしにつながり、さらに新しい働き方を推進する町としての認知拡大につながることから、ワーケーションの聖地を目指して、開発、誘致に引き続き取り組んでまいります。

また、この取組が観光振興の1つとしても捉えられますので、産業振興課と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） たくさん今、事例があつて、とにかく、ほかの課ともやっているということは分かりましたが、最後の質問に移ります。

テレワークの運営自体、今後どのように移行するのかについての質問になります。

福祉課が、テレワークにつきましてはとにかくいい事業だということで、再三、私も申し上げていますが、その中で、福祉型というのが障がい者の方ですとか、また引きこもりの方以外にフルタイムで働けない難しい方、子育てをしている方、介護をしている方も含めて福祉型ということで、福祉型自体がこの行政が全面的に政策を進めるということは理解できるんですが、しかし、運営を町から切り離すことによって行政ならでの制限がなくなり、よりフレキシブルな事業展開が展開できますし、再三、私もそうすべきだという話、切り離すべきだということを申し上げているんですが、テレワーク事業の公社等の引き継ぐタイミングではないか。また、その判断基準と時期について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

テレワーク推進事業は、業務の受発注契約を伴うことや一般的な法人が持つ人材設備、営業という構成要素が確立してきたことから、事業の今後の安定的な継続と発展を考えた場合、現在の町の事業から法人格を持つ団体へ移行する必要性を感じております。移行時期も含め、具体的な検討を始めたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、具体的な法人に引き継ぐものとか、検討し始めたということなんです、やはりそれがいつなのかという部分で、これ補助金もまた申請するのかどうなのかという部分もありますし、私もそろそろ町から切り離して、もっとよりフレキシブルにテレワーク事業が進められるんじゃないかなと思っていますし、この⑥で指摘したように、やはり企画課だけではなくて、福祉ですから、もちろん町民課もそうですし、産業振興課もそうなんです、いろんな課で横断していかなければいけないのかなと思っていますので、この辺、ちょっと質問するには時間がなくなってしまったので今日はできないんですが、やはりこれを進めるに当たって、企画課だけではなくてもう全ての課を取り組んで、もちろん教育委員会も当然関係あると思います。全ての課がとにかく関係ありますので、その辺の横断的な取組というのを早急に考えなければいけないと思いますので、この辺はまた副町長のほうでぜひ検討をしていただけたらなと思っています。

今回、一般質問をしてきましたが、一般質問の全体的な話が前半の部分、また、追跡質問としてテレワーク事業について質問してきました。テレワーク事業自体が移住政策にもつながります。ワーケーションですとかそういったもので移動人口の増加も期待できます。また、道路整備と同じように、これから光ファイバー整備、これ何か協議するということだったんですが、光ファイバー整備事業が進めば、また情報の利便性というのも期待できるわけなんです、このテレワーク自体がまちおこしの大きな一つ、もっといえば、なによりテレワークの事業というのが人口の増加につながる政策の最後のとりでだと私は認識しております。そのため、町民に分かりやすいテレワーク事業がますます進化するよう期待しまして、一般質問を終わりにします。

議長（田中三江君） これで、11番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時45分からです。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. コロナ対策について

2. 空き家活用を。

3. 観光行政についての3つです。

質問席から願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 最後の質問となりました。大変お疲れだと思いますけれども、もうしばらくお付き合いをよろしく願いいたします。

まず1点目、コロナ対策についてです。これは追跡質問になりますので、よろしくお願い致します。

新型コロナワクチンの接種がようやく立科町でも始まったが、猛威を振るうインド株などにも有効なのか、ワクチンの有効性についての不安やワクチン予約についても町内の1医療機関が受付をストップしたり、集団接種も佐久市まで出向かなければならず、なぜ町内でできないのかなど、たくさんの疑問や要望も寄せられているところでは。

今回は、第4波真ただ中の現在、先行きの見えない経済と暮らしの不安をどう解消するのか、新たな施策展開について、まず町長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

不安の解消ということでございますが、暮らしの面では、現在、高齢者から始まっておりますワクチン接種について順次、着実に進めていき、集団免疫を得ることをもって町民の皆様には安心していただいたと考えております。

経済的対策としては、昨年度町独自の新型コロナウイルス感染症対策として、町民及び町内事業者への支援金や、消費喚起を促す経済対策、教育、経済、防災面等で新しい生活様式へ移行するための事業など、地方創生臨時交付金や県の補助金等を財源に3億円を超える対策を講じてきました。

しかし、依然として感染症の影響が懸念され、収束が見通せない中、さらなる町独自の対策が必要と判断し、今年度は昨年度の地方創生臨時交付金第3次配分の1億100万円を活用し、事業を計画しました。

具体的には、全町民に5,000円、18歳以下の子供1人に1万円の町内で使える商品券を配付する事業やG o T o信州立科町、特に感染症の影響が大きい町内事業者への経営継続支援金の支給と町民及び町内事業者への支援や感染防止対策などを目的に、7つの事業を実施しています。ほかにも低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、対象児童1人当たり5万円の支給について、独り親世帯分は既に支払いを開始しておりますし、その他の世帯分はこの6月から7月にかけて実施する予定であります。

以上でございます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町が独自の支援を続けていただけることは本当に感謝申し上げます。

ころです。

さて、その中で、私がこれだけはというところを2つ、そして事業の進捗について伺う、合計3つ質問を用意いたしました。

まず第一、PCR検査の実施についてです。

この感染症は、無症状の人が感染を広げるという特異性を持っています。ぜひPCR検査の実施の保証をということを訴えたいと思います。町内の高齢者施設、介護施設、医療施設、児童館、小中学校など、多くの町民と日常的に接する職場で働く多くの町民が、感染させてはいけない、感染してもいけないと感染の不安におびえながら仕事をしている状況について、ある企業のように最低でも月に一度、できれば1週間に1回の検査を受けてもらい、安心して働ける状況をつくるべきではないかという質問です。

以前より、感染力の強い変異株の流行が今現在行われておりますので、国の交付金を使って実施すべきと考えます。これについての回答を求めます。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

PCR検査の任意検査ということでございますけれども、高齢者施設などの各種施設では、その管理者や運営者が主体となって実施するものでありまして、検査体制のみならず、検査を実施した後についても体制を整えねばならないと考えます。町が直接運営をしていない施設について検査を行うことは、現実的に大変難しく、考えておりません。

また、長野県では、感染警戒レベル4に相当する特別警報1が発令された地域において実施する施設の自主検査費用等についての補助金制度がございますので、それらを活用することが可能だと考えます。

感染防止の観点からは、関係するほぼ全ての方の検査をすることが重要であり、そのためには、県で実施している行政検査や航空券などの施策としてその範囲を定めることが適当であると考えます。

国の交付金といいますのは、地方創生臨時交付金のことかと思われませんが、任意で実施する検査などについて、町独自で補助金制度を設けるということは現在のところ考えておりません。現在の感染防止対策としては、ワクチン接種の実施に注力したいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 前回と同じ回答です。

私、ここで取り上げたのは、1つは、第4波真ただ中にあること、そして働いている多くの人が町民だということ。様々な施設で一生懸命働いている人たちが町民であるがゆえに、そういう場所で働く人たちの不安を解消できないかというもっともな

心配だと思うんですが、事業主に任せるといってお答えですよ。

であるならば、もう一歩進めて、事業主がやった場合には、例えば、半額補助をするという形でその検査を進められないか、これが1つ。

もう1つは、PCR検査がどうしても必要な方たちに対して、その保証をつくっておくべきではないか。これについては、もう既に南牧や佐久穂で行われているわけ。必要な人に対する、100人分というふうに聞きましたけれども、最低限のところの保証は予算化されているわけです。

この2つが考えられると思いますが、これについて伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） そういったことを実施している自治体といいますのは、それぞれの事情ですとか考え方があるかと思いますが、先ほども申しましたように、感染防止という観点からすれば、やはり関係するほぼ全ての方の検査が必要という観点から、これは行政検査の実施をしている県でありますとか、あるいは国のレベルでその検査の範囲を定めて適正に実施をするということが大事であると。任意でまたは希望者のみの検査といいますのは、感染の防止にはそれほど効果が薄いというふうに考えておりますので、町独自の補助金制度というものについては考えておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） にべもない返事かなと思います。自己責任で。県の制度を利用すればいいというね、ことなんですけれども。佐久穂町などでは、町民が希望した場合にはちゃんとできるだけ予算化されています。利用者がなければ結構な話で、希望したときにちゃんと保証して、予算的な裏づけがあることが大事ではないかなと思うわけですが。

先ほど言った、1つ、事業者が検査を受けたい、そのときに町が半額補助をするという制度を打ち出すことで検査が進むのではないかということ。それから、検査をしたい町民に対しては無料で検査を受けるだけの予算措置をしておく。利用がなければそれはそれで結構なんで、しておくことが必要ではないかという、この2つ、これについて、町長のお考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） これは、人それぞれの考え方があると思います。もう私は、この時点に来てまず時期の問題も申し上げねば、この時期に来ると今、何に全力を上げて注力するかということは、もう既にワクチン接種が高齢者から始まっております。1日も早く感染経路が定かでないような、やはり一般の人たち、65歳以下の人たちにも1日も早くワクチン接種をしていただく。そのためには、私ども佐久市との共同接種をもう最終的には取り入れたわけでありましてけれども、このことは、本来であれば、立科町だけでやっていけば、もう本当にペースが進まない状況の中と、それから先ほど議員

おっしゃいましたけれども、町内でのということですが、町内2か所の施設では、とてもこなせるような状況ではありません。

そういった中では、ワクチン接種の注力をするのが今一番大事なことだというふうに思いますし、また、PCR検査の問題が取り上げられていますけれども、PCR検査そのものは、やはり1回陰性であったとしても、いつ、次の日、何日後にこれが陽性になるかということは分からないわけ。これを毎日のように検査するということは不可能に近いですし、ましてやどこまで、誰に、どこまでの部分をやるかということと、それに対する任意でやるならば、その財源をどうするのかという問題もついてまいります。

したがって、今、立科町の中では、本当に町民の皆様のご努力とご理解によって感染は本当に落ち着いております。ここで変にあおるような、不安をあおるようなことを、今現在、私どもは考えておりません。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 極めて残念なお答えだということを申し上げておきます。安心安全とはちょっとほど遠いかなと。ワクチン接種ね、一生懸命やっていただくというのは、そのことは本当にありがたいことというか、佐久市と共同でできるようになったことはよかったなと思っております。

次に行きます。

2点目、傷病手当金の支給についてです。

この傷病手当金の支給、昨年6月に国による制度で、働いている人については、コロナ感染によって休まなければならなかった人に対して給料の3分の2を補償する休業補償制度ができました。今は、町以外、地域でも感染が広がっていますけれども、いつ町民も感染するか分からないという状況の中で、いわゆる事業主、フリーターなど雇用によらない働き方をしている町民もしっかりと休業補償がされるべきではないかと考えます。これも二度目の質問です。特にインド株など感染力が強くて、回復までの時間がかかる厄介な感染症となれば、なおのこと安心安全、しっかりつくっておく必要があるのではないかと思います。

前回、私が質問したときには、事業主になると、非常に収入が上下をするのでなかなか特定ができないというお答えでした。そこで私は、一時金、3分の2、そうはいつでも給料の3分の2を補償するところも、補償しているところもあるし、一時金で20万円を支給している町もあるよということも実例を挙げて申し上げました。

そこで今回の質問ですが、一体、町内の個人事業主は何人ほどいるのか。そしてこのことは報道元の平等からいうと片手落ち、失礼、大変不公平ではないかというふうに感ずるわけです。同じように国保料金を払っているながら、一方で休業補償がもらえ、片方、事業主は補償してもらえないというのは不公平ではないかと考えるわけですが、これについて伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、町内の個人事業主ということでございますけれども、個人事業主という区分で集計できるものはございません。参考といたしまして、直近の住民税申告データ、これに基づいて営業所得や農業所得があり、それが黒字となっている件数、これは営業所得でおよそ220件、農業所得でも同じ220件ほどございます。

ご承知のとおり、国保の傷病手当金につきましては、対象者など国の示した要件に当てはまる場合に財政支援が受けられるというものでございます。要件に当てはまらない場合は、国保の傷病手当金とは異なる独自施策ということになります。

事業主に対しましては、感染症の罹患の有無にかかわらず、これまでも様々な経済的支援策が図られてきており、そうした支援策の対象となる可能性があると考えます。

パート、アルバイトの方などは給与収入があれば、傷病手当金か休業支援金、給付金などの対象になることが考えられます。

また、個別に相談があった場合には適切に対応したいと考えております。

この傷病手当金のような施策につきましては、その趣旨からしまして当町だけでなく広範に影響することがございますので、いわば国のレベルで方針を出すのが適当であるというふうに考えております。今後も国政の動向に注意したいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 国がやったことは、私は不備だと思っています。国の不備なところを補うのが地方公共団体の役割かなと、そういう点で、実際に給与の3分の2や一時金を支給している自治体があるということを指摘し、支給されないということでの訴えがあった場合にはね、やはりこれ、そういうことも起こってくるだろうと。

立法の不作为という言葉があります。立法した事実に対して訴えることもできますけど、立法されていないことについてだって、私は問うことができるんじゃないかと思います。このことは指摘しておきたいと思います。

次、行きます。

町として先ほどね、経済対策として経営継続支援金ですか、これを決めていただいて、これも町独自だということで、前の10万円のときも喜ばれましたけれど、20万円も大変期待される場所です。

さて、それ予算を4月13日に通して以降、全くその姿が見えてきません。募集や応募状況などの進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、その業種を決めたわけですが、経営の落ち込みというのはその業種に限らないわけ。例えば、観光地で展開するパン屋さん、農ん喜村に納品していた食品製造業なども観光客の激しい落ち込みによって経営が厳しさを増しているんですね。従来のように、収支が悪化したと

ころも対象にすべきではないかなというふうに思うわけですが、なぜ支給の対象外になってしまうのでしょうか。そこら辺の経緯をお伺いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 新型コロナウイルス感染症対策経営継続支援金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げの減少が特に甚大な業種として、飲食業、宿泊業、娯楽業、旅客運送業、スキー、スノーボードなどのレンタル業などを指定し、町内に事業所を有し、今後も経営を継続する意思のある事業者に対し、1業者20万円を町が支給するというものであります。

進捗状況であります。今月の中旬には申請の受付を開始できるように準備を進めているということをごさいます。また事業者のほうには恐らく連絡等が行っていないということをごさいます。

今後は、町のホームページ等による周知や立科町の商工会、それから観光協会などの関係団体を通じた周知もお願いをしまいたいと思います。

今回、指定をした業種につきましては、昨年度実施をした事業の申請実績を検討し、総じて、売上げの減少率が大きかった業種として指定をしたものであります。

ただ、指定した業種、今回支給するというふうに指定をしている業種以外にありましても、減少率が大きい事業者があることにつきましては、議員のおっしゃるとおりでありますので、指定業種以外であっても売上げの減少が特に顕著であると客観的に判断ができ、経営継続に必要があると認められるときには支給できるように、今現在、検討しているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 最後のほうの言葉は聞きたかったことだろうと思うので、それで進めていただきたいと思います。

それで、先ほど課長がホームページで周知するということがあったんですが、以前、私、町が電話で問い合わせして登録業者を募ったときに漏れた業者がいるということから、書面でぜひ、文書で周知を図ってほしいというお話をしました。あれんときは企画だったと思いますけれども。今回、ホームページということなんですが、ぜひ漏れなくやるためにはやはり文書での通知、申請受付、もちろん、ネットでメールか何かでやれるようにするほうが効率的なのでそういうふうに見える人はいいと思いますけれども、やはり文書というのは捨てがたいなと思っておりますが、これについて1点、お伺いします。

それからもう1つ、なぜ、今頃になっちゃったんでしょうか。4月13日で予算が決まった段階では、そこまで準備しておいてさあところ、決まればすぐスタートできるようにしておかないと、本当に今、業者の皆さん大変な状況にあるので、あまりにも遅過ぎるんじゃないかと思うんですけれども、これについては、なぜ今頃になったん

でしょうか、伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、対象事業者に対する通知でありますけれども、最初の段階では文書での通知というものは考えておりません。前回、該当する皆様、ほぼ申請を頂いておりますので、それらの情報、状況を見たり、また、見ておりますのでその申請状況を見ながら、該当しそうな方には、後ほど連絡する必要があるかなというふうに考えております。

それから、どうして今になっても始まっていないのかと、これにつきましては、まさに議員さんおっしゃられるとおりで、私も実は、内部的には担当部署のほうには今、お尻を一生懸命立たしておるところです。

まず、1つ、時間かかってしまっていたというのは、まさに後半、私、先ほどの後半お答えをしました対象業種を一旦絞ったんですけれども、それだけでいいのかと、範囲を広げるべきではないのか、その辺のところを検討するがために、していたがために、結果的に今頃になってしまっているところでございます。ご勘弁頂きたいと思えます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 検討していたから遅くなったということは前向きに捉えます。そして、ぜひ漏れのないようにねということだけはお伝えしておきたいと思えます。商工会の方は、推薦がない場合にはこちらから電話もするという言葉も頂いておりますので、ぜひ苦境を救うためのね、支援金なので、有効に活用されることを強く要請しておきたいと思えます。

次に、空き家の活用について伺います。

今回は提案型になりますので、よろしく願いいたします。

以前にも質問しましたがけれども、コロナ禍の広がりの中でテレワークの推奨などから地方への移住意欲が大変高まっていると、いよいよ空き家活用が重要だということです。これまでも町は移住促進に向けた事業を展開してきましたけど、今回、私は、空き家対策の新たな展開を求めたいと思えます。

これまでの地権者による片づけ、空き家バンク登録から町内の空き家を、一旦、町が借り受けリフォームして、移住者に提供するという新たな施策展開を提案します。

空き家バンクのことについては、昨日同僚議員から詳しく、まちづくり創生会議の移住・定住促進部会、その中の空き家対策利活用についての提言、8番目にこのことがしっかりと盛り込まれておりました。リノベーションをして貸し付けるということです。

この提案をしますが、その前に、若干、短くてお願いしたいんですが、空き家バンク登録の状況や進まない原因をどう考えるのか、お願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま

す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 簡潔にお答えさせていただきます。

同様の提案をまちづくり創生会議の移住・定住促進部会からも3月に提言を頂いております。今議員おっしゃったとおりでございます。町としても、移住者の移住環境整備は人口減少を緩やかにしていく移住の促進において、大きな課題だというふうに感じております。町として、移住者の移住環境整備について、先進地の事例等も参考に、当町で実施する場合の事業効果、課題等を検証して、研究してまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 私のほうから今質問のありましたデータのなことや状況、あと原因についてお話させていただきます。

空き家バンクの新規物件登録数は、平成27年度からこれまでに年代別に申しますと、27年度が4件、28年度が5件、29年度が3件、30年度が11件で、令和元年度が8件、2年度が5件、本年度はこれまでに4件ございます。平成30年度は、空き家利用促進補助金を創設したことにより、物件登録が11件とこれまでになく伸びております。元年度もこれに続き、2年度はコロナ禍の影響で県境を越える人の移動が制限されたこともあって、前年に比べ少ない状況となりました。

平成30年度に建設課での実態、建設係での実態調査をして判明した空き家のうち、写真等ですぐに使用可能な空き家を40軒抽出して、アンケート調査を実施し、活用の意欲ある回答をした方に空き家の物件登録を進めた効果もあって、本年度は既に4件となっております。

また、物件登録が進まない原因でございますが、これまで多くの皆さんから空き家物件の情報や照会があり、所有者等に空き家バンクへの登録を勧めたところ、家に対する思い出や仏壇など思いがあり手放したくない、他人に住んでもらいたくない、年に何度かは戻りたい、将来戻ってくる考えがあるなどの理由により、所有者等が物件登録を断るケースが多い現状でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ありがとうございます。登録件数だけでなく生計件数、成立件数もご報告いただけるとよかったですけど、かなり効果あるというふうに伺っております。多分、それでもまだまだね、進まないなというところで、新たな提案というのをちょっとご紹介したいと思います。

それは、町が権利者の同意を受けて家を借り受け、新たなセンスでリフォームして提供するという新たなシステムです。これは空き家問題解決の一步に実際になってい

る自治体をご紹介します。

高知県にある梶原町の取組を紹介します。

ここは、専門のコーディネーターを置いて、その方はJAにも勤務されていたということで、地域のことをよく知っていらっしゃる男性の方でしたけれども、移住・定住促進を進めています。平成25年から50戸の空き家を改修して、そこは小学校の跡地にワンルームでオール電化のアパート形式のものを30戸造ったそうです。全て入居済みで、これまでに80世帯200の方がもう既に梶原町に移住してきていると、そういう大きな実績があります。これを受けて、長野県でも二、三か所でこの同じシステムを使ってやっているところがあります。

まずは、空き家の調査、地権者の連絡先なども含めて、今年度ね、おやりになるということでした。

条件としては、地権者はその空き家を無償で提供してもらおうと。その際、メリットをしっかりと打ち出すことが大事だと。無償なんですけれども、まず住んでもらえば家が傷まない、それから固定資産税、上下水道基本料金無料、水利権合併浄化槽など全て無料になって、年間、最低五、六万にはなるだろうと、そういうメリットがあるということ。

それから3点目はね、改修費は町が全額持つということなんです。平均600万円だそうです。これは補助制度がありまして、町は4分の1程度の費用で済むと。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということでした。ですから、600万だと150万円町がもてばよいということです。これは10年間借り上げると。10年たったら、きれいなままお返ししますということです。特に台所、風呂場などの水回りの改修とか、和室がほとんどなので、そのうちの2つはフローリングにするというようなことをやっていたそうです。

それで募集としては、家賃というのはどうなるかということ、600万円の4分の1、150万、それを10年間かけて返してもらうので、年間150万、そうよね。60万、ごめんなさい、60万、それを12か月で割ると、月に1.5万円の家賃になると。それを10年間住んでもらって、家賃を払い続けてもらって資金を改修するというものでした。また、ちょっと規模が大きいところは700万円で改修をして、これまた今の改修費用で、10年間でやると家賃が高くなるので、12年間で返せば、月に1.5万円の費用で済むということをやって、実際に、先ほど言ったように80世帯、もう既に200の方が梶原町に移住して、しかも首都圏の方からが大変多いので町が大変活性化していると。これはホームページに詳しく書いてありますので、ぜひ町長もご覧いただきたいんですけども。そのほかに改修しないで現状のままで結構ですという人もいらっしゃって、その人も町のね、コーディネーターの方がご案内して生計するというようなことをやっているそうです。これで大変町が活性化してきたよということを受けまして私、この町でもぜひその方向をね、研究してもらいたいと。先ほど町長、研究するとおっし

やっていたので、かなり町が損をせず、地権者の人はメリットもありということですね、有効かと思います。

先ほど、思い出のこととか仏壇の話なんですけど、私も質問してみました。どうするんでしょうかと聞いたら、大体、農家は敷地の中に物置があると、あるいは部屋がたくさんあると。その中の1か所にそうしたものを納めてもらうというお話でした。場合によって、例えば、そういうものがない場合にはあれですね。立科町も片づけのために50万出していますけれども、50万とはいいませんが、10万円くらいで思い出を片づけてもらうというね、費用を出してもいいかもしれません。

いずれにしても、空き家空き家でね、夜になっても明かりがつかない、そういう家がたくさんあって、集落がさびれているような感じになってしまっはいけないので、ぜひそれを解消するためにもね、そういう制度を活用したらどうかということをお求めます。今これは提案ですので、町長、それをお聞きになってどうお考えになるか、一言ご感想をお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

今議員がご提案頂いた方法がいいのか、それ以外に、やはり、例えば、民活という方法もないわけではありませんし、これは。もう1つは、空き家の、要するに、実態、先ほど空き家バンクの登録の話もありましたけれども、なかなか進まない。が、進まないというのは、空き家があればね、その方策は出てくるかと思うんですね。ある程度の人たちが移住してくるためには、空き家の数もある程度なきゃ駄目だということになりますと、空き家だけでこういう問題が解決できるかということもありますので、その点、判断させてください。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 去年の辺りに、地域おこし協力隊になってこられた1級建築士をお持ちの方が、個人的に民家を借り受けてリフォームすると、して提供したらいいなという希望を持っていらっしゃるということを伺いました。実際にもう梶原町ではやっているし、長野県内でもちょっとあのあれだ、名前忘れちゃったんですけど、2つくらいの自治体で取り組んでいると思います。実際にやって効果が出ているので、ぜひこれは前向きにね、ご検討いただきたいということで、提案に代えさせていただきます。

次の質問に行きます。

3点目、観光行政についてです。

山の索道事業を指定管理に委ねて、早速、料金値上げやゴンドラの平日中止などが実行され、町当時より大きくその姿が変わってきたと感じています。

町は、白樺高原の観光事業をどのようにするのか、明確なビジョンを持って指定管理を指導すべきだと考えます。この点について、やがては山全体を指定管理に移行したいような意向もあるかのような話を聞いたことがあります。しかし、主体は町だと

思いますので、ぜひ、そこの町の主体性を持ってちゃんとやらなくちゃいけないんじゃないかということをお願いして、その点についての町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず、町営のときより大きくその姿が変わってきたとのことですが、これまでの町のやり方では収益改善ができないので、民間感覚での経営に期待をし、指定管理者制度を導入したわけでありますから、従来のやり方と大きく変わるのは、当然、民間としては当たり前のことであるというふうに思っております。町民に対しては無料として、また、休業日であっても団体客に対しては運行すると、いわゆる柔軟な対応があるわけではございます。

また本年は、コロナ禍によって検証が難しいところはありますが、まさに民間感覚での経営でありますので、私ども行政として、何の問題があるというふうには考えておりません。

また、指定管理者の言うがままというようなこともございますけれども、提案に問題がありませんので、指定管理者の提案を受けて、条例改正などの必要な手続きについて議会にも上程をしております。

白樺高原の土地利用計画やビジョンの必要性についても、私は同様に認識をしております。土地利用計画の見直しについては検討を指示しているところでございますが、課題は山積しております。進捗状況は芳しくはございませんが現状でございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 公でできないことを民間でやってもらうために指定管理したんだという話ですけど、それだったね、町と同じ条件でまずやらせてみると。私、こないだ、指定管理の指定についての反対討論でも申し上げました。民間の手法をいかんなく発揮して、経営をよくしていただきたいという点では同じ状況でまずやってみることが重要ではないかなという点で、即、値上げ案が出され、そして平日のゴンドラが停止することによる経費の削減、そして料金の値上げ、町民は無料になりましたけれども、そういうことでの経営改善というのは、ある意味、大変安直だなという感想を町民から寄せられました。そのことについて私は申し上げておきたいと思います。

先ほど土地利用計画についての見直しについては、どうされるのかについて具体的なお話がなかったんですけど、町としての具体的なビジョンをつくる必要があるかないかと今、なかなか暗礁に乗り上げているというかね、うまくいってないんだというお話があったんですけども、それをどうやってつけるかというところで町民とのね、

協働が必要になってこようかと思えます。

まず先にその指定管理に関する事で、この6月補正には降雪機などの大量な更新費用、約2億7,000万円、全額2億6,800万円は起債ですけれども、これが予算化されています。指定管理者の檜山スノーテックというのは降雪マシンの専門業者であって、大きなビジネスチャンスが到来すると思われまます。指定管理を受けた者が入札に参加できるのかどうなのか。入札はどうやってやるのか。また、メンテナンスは落札業者に依頼するかどうか。この入札について伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

入札に関しまして、指定管理者ということで制限する規定はございません。入札の性質上、その財源が税金で賄われるものであることから、より有利な条件で調達できる者を競争により選定し、契約することが原則となっております。

町では、地方自治法をはじめ、関係規定等に基づき、入札、契約事務を進めることとなります。

また、定期メンテナンスが必要などということですが、こちらは必要な設備ではないと聞いておりますが、修繕等の対応につきましては、納入業者に依頼していくことになろうかと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 指定管理の入札は配慮されないという話でした。檜山も含めて入札が行われようかと思えます。指定管理にしてから、もう次々と矢継ぎ早に、私らにしてみれば、指定管理の皆さんにとってはとてもよい待遇が用意されているんじゃないかというのをね、こういうことを私は感じていますし、町民からもそういう指摘がありました。入札に当たってはね、そういう疑惑を招かないようにね、透明な入札であってほしいと思えますけれども、今入札でとおっしゃったんですが、大体、何件くらいを予定しているんでしょうか、何社くらいを。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今後の入札に関しましては、今定例会に補正予算を計上しております。そちら予算が認められた後に検討をさせていただきたいと。また、入札業者の数ですとかにつきましても、業者の選定委員会等で選定をしていくこととなりますので、ご承知おきください。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） じゃあ、確認だけしておきますけれども、よもや、随契ではありませんよね。競争入札ですよね。そこだけ確認します。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今後の内容にもよりますけれども、通常ですと、指名競争入札になるかと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） じゃあ、次に、町長に伺います。

この間の本会議でも私、指摘しましたけれども、コロナで大変収入が落ち込んでいると、不要不急のものはやめて本当に必要なものに絞りたいというね、予算編成に当たっての姿勢を伺ったところですよ。今コロナ禍でお客さんも少なくなっているような状況の中で、今この事業が本当に必要なんでしょうか。

更新しようとする降雪機は、入れ替えるものではなく、新たに追加するものだと聞きました。追加するというその追加の台数も町が独自に調査したものではなくて、指定管理者が申し出たその数がそのまま載っているという課長答弁でしたよね。こんだけのものを、2億超えて、幾ら起債が認められるからといって、そうはいつでも、2割分は町負担になるわけですよ。4,000万から5,000万は町が持ち出しになるわけですよけれども、その必要性、今やる必要性があるんでしょうか。これについては、町長、伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

前回もお話をさせていただいたかと思っておりますけれども、やはり有利な起債の対象になったと。これは民間の事業者の指定管理がなされて初めてなされたわけで、今まで町の方でも、これはもう更新をしたくて困っていたわけでありまして、なかなか行政ができなかった。今回はそれができるといって、このチャンスをとということで入れたわけでありまして。

細部にわたりましては、担当課長のほうから答弁させます。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） なぜ、今かということですが、先ほど町長も答弁されましたように、私たち町営でやっていた時代でも、スノーマシンの更新は本当に喉から手が出るぐらい欲しくて仕方がなかったものであります。

しかしながら、いわゆる赤字の経営が続いておりましたので、こうした大型投資はできずにいたところであります。

今回、公営企業会計を廃止し、特別会計に移行したということで、いわゆるお話も出ておりますが、辺地債という有利なものが使えるようになりました。

こうしたことで、財源的にも比較的に見つかったということもあり、スノーマシンに関しては、早くにスキー場をオープンするためにはもう今のこの時期といたしまして、この頃においては必須なものであります。今現在、10日のオープンも今、12月10日のオープンもだんだん厳しくなっております。そのような状況下において今、指定

管理者においては、11月中のオープンを目指そうとして今やっております。なぜ、今かという、逆に今、スノーマシンに関しては変えないと、これを、例えば、来年送る、再来年にする、すると意味がないんだと思います。

したがって、今年やって、今年早くオープンして、立科町のスキー場頑張っているぞということを出すことが大変重要であると思いますので、今この時期の提案ということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 早くつくりたいという思いは分かりますが、私は今ではないかなという気はしていますので、これまでも申し上げてきましたけれど、本当に指定管理の方にとっては大きなビジネスチャンスが来ているぞと、非常に便宜を図っているという印象が強いということは、私だけではなく、町民からも指摘されているということをお伝えしておきます。

次に行きます。

次に、先ほどの土地利用計画についてです。周辺事業者とか関係者、協力隊などを交えて、白樺高原の活性化のために知恵を出し合って、今後の観光事業への魅力あるビジョンを町がつくり上げる必要があるけれども、どのように考えるかと、土地利用計画を改めてつくり直し、大いにPRすべきではないかということ伺いたいです。

先ほど困難に直面しておりますというふうに伺ったんですけど、何がネックでうまくいっていないんでしょうか。そこをまず伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 関係者等交えて白樺高原の活性化のためにビジョンをつくり、土地利用計画を見直したらどうかということであります。

これまでも地域の関係する皆さんに集まってお話し、そういう場を何回か設けたこともございます。多種多様な意見があり、また財政的な理由もあり、具体的な成果はこれまでもなかったわけでありまして。

しかし、議員がおっしゃるように、関係者が知恵を出し合うということは大変重要であるというふうに認識しておりますので、今後も引き続き、地域の観光事業者で構成されております信州たてしな観光協会などとも連携を図りながら、持続可能な観光地を目指して事業を推進してまいりたいと思います。

ビジョンそのものにつきましては、必要性というものは感じているんですけども、現行の第5次立科町振興計画、こちらの考え方に基づいて対応できるものと考えております。現時点では、改めての策定というものは考えておりません。しかしながら、ご意見があることも承知しておりますので、柔軟に対応してまいりたいと思います。

土地利用計画の見直しの部分なんですけれども、難しさというのはいろいろな権利が入り組んでいる中での対応、これまで制限をかけていたことに対して、この見直し

によって、例えば、それがオーケーになる。じゃあ、そうすると、それまでこの土地利用計画を、言ってみると、1つの規制の抑えるための条件にして我慢をして来てもらったような状況もありますので、そういった対応が非常に、やるのは行政ですから、大変難しいということで今、私が今、見直しをしろというメールを受けているんですが、非常に苦しんでいるというか、悩んでいるのはそういうところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 観光資源はとっても多岐にわたるのでまとめていくのがとても大変だと思うんですけども、昨日以来ずっと議論されている、町の魅力を発信するためにね、ここは避けて通れないところなので、ぜひ進めてもらいたいと思います。

そこで、ちょっと提案です。

先日、白樺高原をよく知る人にご案内頂いて、高原を巡ってまいりました。多くの魅力にあふれた場所が大変たくさんありまして、町が力を入れて整備して、発信すれば、多くの方が白樺高原に来ていただける、そういう条件に満ちあふれているということを確認をしました。

また、移住者を多く抱えて、別荘地として定住してもらえる可能性も大きいことを改めて実感したところです。

これは、現地を巡って、こうしたらいんじゃないかということをお方たちと話した内容をお話しますので、ぜひご参考に、取り入れていただけるものがあれば、していただきたいと思います。

例えば、夢の平展望台です。女神湖を一望できる絶好のスポットです。花火大会には、ぜひこの場所がおすすめという場所、山つつじが新緑に映えて大変美しいんですが、雑草が生い茂っており、傾斜を下る段々、階段が崩れています。足取りがおぼつかないような状況です。

夢の平キャンプ場、これも見ました。傾斜のきつい斜面地でトイレがボロボロ、今回、予算化されているようですが、案内看板はさびていまして、どこに夢があるかという状況でした。

水も下のほうにあるので、いちいちキャンプ場から下がって仕事をして、料理して、また上まで持って上がらなくちゃいけないと。かつてのボーイスカウトのようなね、集団的なキャンプには向いているんだと思うんですが、現代にはちょっと不便ではないかなと感じたところです。

それで、その後、相模原の保養地跡地に行きました。これがすばらしかったです。そのまま放置されているんですね。もう1年以上になるかと思います。電気、水道がそれぞれの区画にまで伸びていますので、すぐつなげれば再開できる好条件が整備されています。1区画ずつ整備されて木々で遮蔽されているので、家族連れとかグループキャンプには打ってつけです。今石楠花とかピンクの色のつつじに彩られて、立科

山を望める絶好のロケーションです。道が舗装されていて、区画までの移動は快適です。すぐにでもオートキャンプ場として開放できる条件があるのではないのでしょうか。整備しPRすれば、多くの方を誘致できる魅力的な場所だと思います。

昨日の信毎新聞に長和町のキャンプ場が再開して、大変好評だという新聞記事が載っておりました。何と27区画あるんですけれど、今年の4月にオープンして、前もキャンプ場だったところをしばらくお休みしていて、再開したところだそうです。4月にオープンして、オープン後1か月で、県内外何と320組840人が利用をしたそうです。このね、リモートということもあり、アウトドアへの関心が高まっていることは間違いのないわけです。今年の利益を140万と見込み、売上は1,230万だそうです。2025年度、4年後には560万と、約3倍を目指していると。売上2,300万を目指しているというようなことが書いてありました。ここは標高が1,300メートル、長和町の大門のところにあるホワイトバーチキャンプフィールドというんだんですけど、面積1万平米で、振興公社が整備したそうなんですけれど、立科町にもこの相模原の保養地の跡地なんてすぐに整備できるんじゃないかと。途中までね、前いたわけですからね、利用していたわけなので、これも整備すれば、今後はオートキャンプ場として活用ができるのではないかなということを感じた次第です。そのことを参加者で話し合いました。

それから、陣内のマス釣り場も釣りの愛好家の方からのご指摘なんですけど、ニジマスが一般的なんですけど、ここはイワナやヤマメも大変あるんですね。これの専門の釣り場として整備したら、全国から来るんじゃないかと。今1時間2,000円ですけれども、1時間3,000円、4,000円でも釣り好きの人は来るよというご指摘も頂きました。ロコミでどんどん広がるぞというふうに言われたところです。

それから食のことを指摘する方がいました。魅力的な食の展開が薄いと。これは実は、別荘に住んでいる方からのご指摘でした。立科町が誇っているおいしい水、お米、野菜、これを生かしたおいしい和食、あるいは野菜料理専門店、庭のヤマメ等の貴重な魚料理の店など特化したものをね、誘致したらどうかという指摘も受けました。

それから、そうそう、2 in 1のスキー場の駐車場なんかをドローンの操作上として活用したらどうかと、こういうことを指摘する人もいました。

つまり、たくさんの可能性に満ちあふれたところなので、ぜひ、白樺高原を愛する人、観光業者、別荘として選んできてくれた人、協力隊などの方に知恵出し会議を開いて、みんなの英知を集めてできるところから始めると。相模原はね、町のものですから、すぐにでもできるんじゃないかと思うんですけど。そういう計画をつくる可能性が大変高まっているのではないかと。オートキャンプ場、アウトドアへのニーズ、高まっていると思いますので、こうしたことももう提案して、ぜひ進めていただきたいと考えるわけですが、課長、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） いろいろご提案頂いていることに、この件につきましても、先ほど来の白樺高原整備計画に引っかかるというか、のためにできない部分もございます。対応できそうなところもありますので、それについてはやれるものがありましたらやっていきたいと思いますが、大体が難しいところがございますので、貴重なご意見、ありがたいご意見ということで、取り組めるものは取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 本当に白樺高原を愛している人が多いので、ぜひ提案をね、生かせる場所、そして議論する場、そしてできるところからどんどんやっていくというところでお願ひしたいと思ひます。

最後の、通告書には書いていないんですが、魅力的な観光地というところでの提案をしています。

実は、別荘の利用者からご相談がありました。実は東京に住んでいらっしゃる方ですけれど、コロナで緊急事態宣言で外へ出てはいけないということで、もう何か月も立科にある別荘を訪れることができないということで大変悲しんでいらっしゃいました。その方が、上下水道料金の減免措置をぜひつくってほしいと、こういう訴えがありました。何と2か月で上下水道1万1,570円だそうです。これまで別荘というと、お金のある方、余裕のある方が利用するんだと思っていたんですけれども、この頃は酷暑、猛暑の中で涼を求めて、もうここにいたら死んでしまうと思うような人が山の別荘を安い値段で買ってくるという方だそうです。ぜひ減免制度をつくれなかと。国の政策に協力しているので、そういう方に対して申出があれば、軽減制度もつくったらどうかというのが提案です。町のホームページ調べましたら、例えば、上水道なんかは、1年間休んだ場合には1,000円と、あるいは下水道も休栓措置がある場合は1,000円というようなことが規定がありました。しかし、山は、1軒1軒が離れていますので、コストパフォーマンスが悪いわけですね。お金かかるんですね、入り客には。なので、一般の家庭がやっている均等割の3,000円にしたらどうかと、軽減措置を設けて。コロナで行かれない場合には、そういう措置もあるんだという救済措置を設けてね、諦めないでもらえるように、ずっとやはり立科町のこの白樺高原に来たいと思っただけのようなそういう制度をつくる必要があるんじゃないかと。実際、民間では、ガスの基本料金はやめて、従量制だけ、使った分だけ支払するように変えてくれたというところもあるそうです。町が公営でね、やっていますので、ぜひコロナで来られない、国の政策に従って出ないでいらっしゃる、行きたくても行かれない、そういう人のためにそういう軽減制度をつくる必要があるんじゃないでしょうか。これについて、まず、課長ですかね。お願ひします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

コロナ禍で立科町に来られない方もいらっしゃると思いますが、上下水道では、施設や設備を整備しており、そこには大きな投資をしております。いつでも水道や下水道が使えるようにするには、それを改修することはもちろん、維持管理費も必要になります。使う皆様が料金という形で負担することが必要であり、別荘のみ特別な料金とすることは考えておりません。

以上でございます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。時間を確認しながらお願いします。

7番（村田桂子君） 白樺高原の下水道については、2か月で7,500円ですよ。あんまりにも高過ぎると思うんですね。やはり軽減制度、せめて3,000円、半額にするというのは、一般家庭の均等割としてそういう規定もありますので、ぜひそこはつくるべきだと思います。町長、お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今課長のほうからも答弁しましたとおり、ここだけ特別な扱いというわけにはいきません。これは、別荘の方でそういう特別な事情があるということと言えますけれども、こういったことは、ほかにも同じような事例はあるだろうというふうに思っておりますので、これだけの特別扱いということは考えておりません。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ちなみに、下水の一般の皆さんは均等割が3,000円です。ところが、白樺高原の下水道地区は、何と7,500円です。大変金額に幅があり過ぎます。減免措置をつくるべきだということを申し上げて、質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、7番、村田桂子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時45分 散会）